



IV

後期基本計画

- 第1章 ぬくもりに満ちたまちづくり
- 第2章 豊かさに満ちたまちづくり
- 第3章 安心安全なまちづくり
- 第4章 活力にあふれるまちづくり
- 第5章 心豊かな人を育むまちづくり
- 第6章 市民とともに進めるまちづくり



第1章

ぬくもりに満ちた
まちづくり

- 第1節 子育て支援の充実
- 第2節 包括的な地域福祉の推進
- 第3節 健康づくりの推進と地域医療体制の強化

第1節

子育て支援の充実

現況と課題

● 少子化の現状

わが国では、先進諸国の中で最も少子化が進行しており、女性が一生の間に産む子どもの数の平均である合計特殊出生率（平成25年）は、1.43となっており、直近5ヶ年で上昇傾向にあるものの、それでも人口水準を維持するために必要であるとされる人口置換水準2.07には及ばず、少子化の傾向に歯止めがかかっていない状況となっています。

その一方、福井県の合計特殊出生率（平成25年）は、1.60であり、全国平均を大きく上回る状況にあるとともに、本市にあっては1.92となっており、人口置換水準に極めて近い水準にあります。

これまで本市では、人口減少問題がクローズアップされはじめた前期基本計画においても、子育て支援の充実に積極的に取り組んできたところですが、他の自治体にあるような子どもの出生にあたり一時金を給付するような特段の少子化対策を採ってこなかったところでは、このことから、少子化対策においては、出生数向上に向けた直接的な取組よりむしろ、子どもを安心して生み育てることができる環境を創出する子育て支援の充実といった、間接的な取組の方が効果を発揮すると考えられます。

● 子育てを取り巻く状況

子育てを取り巻く状況を世帯の類型から見ると、本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち約8割が核家族世帯であるといった状況にあります。また本市は、世帯を構成する人員（平均世帯人員）が2.56人であり、県下で最も低い水準であることをあわせて考えると、本市のほとんどの子育て世帯は、両親が仕事・家事・育児を全て賅っている状況にあると言えます。

このことは、今後、わが国全体として、人口減少対策等の観点から、労働力を確保するために女性の社会進出を積極的に推進していく中で、家庭内で子育てに振り向ける力が不足することとなり、出産や子育てにおける不安を助長する危険性があります。

● 人口減少対策の観点から求められる課題

人口減少対策の観点から、わが国の人口構成を見ると、生産年齢人口と次代の労働力となる年少人口が急速に減少し、高齢人口が増加します。また、2040年頃には、高齢人口も頭打ちとなり、全年齢階層で人口が減少するこ

① めくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

⑤ 心豊かな人を育てるまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

V 基本構想

VI 資料

ととなります。

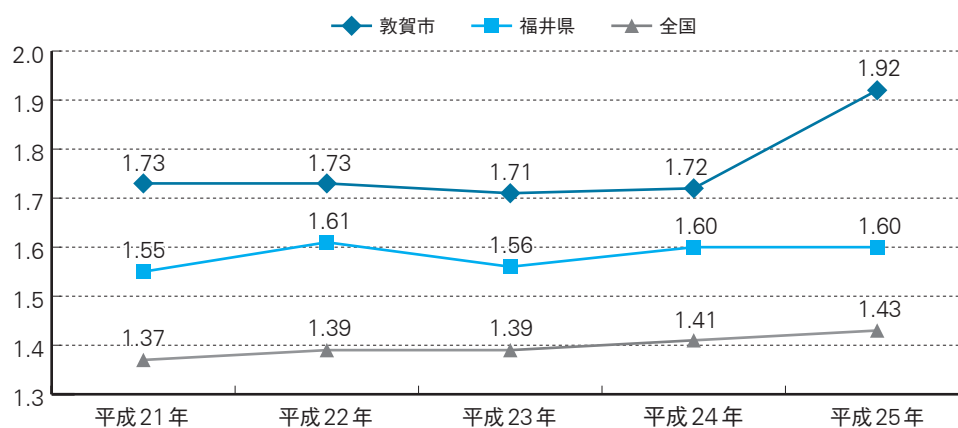
本市の人口構成も概ね同じ傾向となり、平成27年8月策定の「敦賀市人口ビジョン」によれば、平成22年国勢調査時で、年少人口9,832人、生産年齢人口41,760人、高齢人口15,500人であったものが、平成52年にはそれぞれ7,555人、30,541人、21,005人となり、年少人口及び生産年齢人口が、約7割の規模にまで落ち込む見通しとなっています。

このような中、平成28年4月に、企業等への女性の登用等を促す、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されるなど、人口減少の中で、不足する労働力を補てんする観点からも女性の社会進出を積極的に進める動きが見られます。

しかし、いまなお、育児に従事するのは女性が中心である中で女性の社会進出の促進は、本市のような平均世帯人員が少ない、都市的な家族構成である場合、家庭内で子育てに振り向ける力が不足し、子ども達にとって好ましくない状況を招くだけでなく、子どもを産むことをためらう状況を作り出してしまう危険性があります。

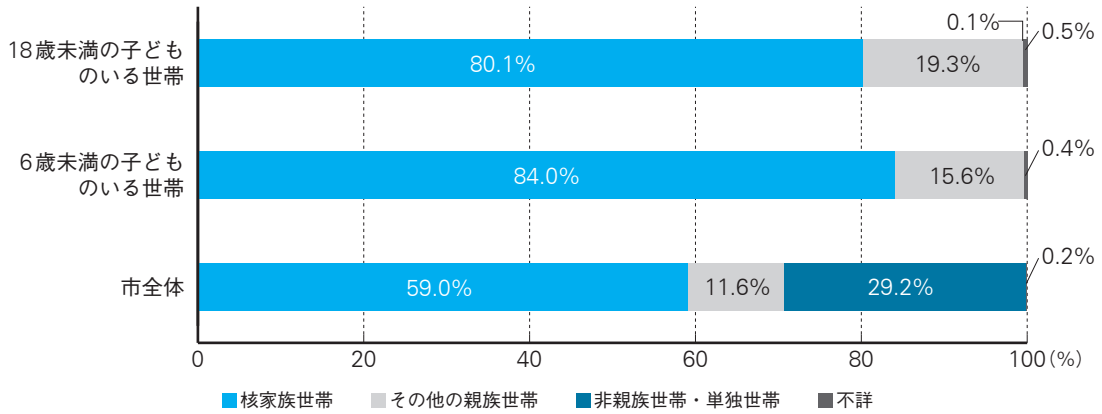
このことから、保育園や支援拠点施設等を整備・運営することにより、安心して生み育てることができる環境を創出するだけでなく、今後、求められる女性の一層の社会進出に対応できるよう、就労と出産・子育ての二者択一が人生における唯一の選択とならないよう、いわゆる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現していくことが求められています。

◆ 図表 1-1 本市の合計特殊出生率の推移



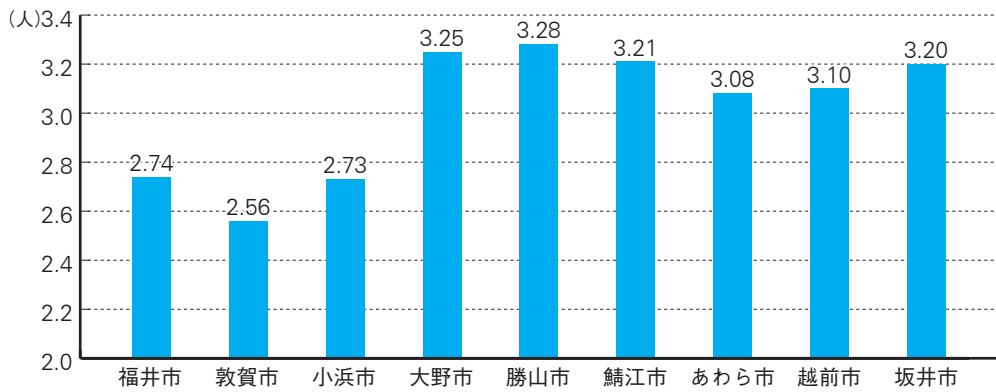
※出典：敦賀市人口ビジョンより作成

◆ 図表1-2 子どものいる世帯の家族類型（平成22年国勢調査）



※出典：敦賀市子ども・子育て支援事業計画より作成

◆ 図表1-3 県内市の平均世帯人員の比較（平成22年国勢調査）



※出典：敦賀市人口ビジョン

基本的な方向性

人口減少が加速する中、年少人口の維持のため、全国的に一人でも多くの子どもを生み育てることを主眼とする少子化対策が重視される一方、本市ではこれまで少子化対策というよりも、子育て支援に注力してきました。

この結果、本市の合計特殊出生率は、全国平均を大きく上回り、福井県下でもトップとなっていることを踏まえ、今後においても、安心して子どもを生み育てることができる環境を創出する、子育て支援の一層の充実を図ることとし、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 子育て環境の基盤整備

各保育園だけでなく、地域に身近な子育ての支援拠点施設の整備運営に取り組むとともに、子育て世帯が気軽に訪れることができる、これまで本市にはなかった大規模な屋内子ども広場を整備することで、さらなる子育て環境の基盤整備に取り組んでいきます。

(2) 様々な環境等に対応した包括的な子育て環境の整備

本市は、県内の中でも最も核家族化が進行し、平均世帯人員が少ないといった特徴があることから、孤独な環境の中での子育てを強いられるだけでなく、学童期等において十分に子育てができないといった危険性があります。

このことから、地域に身近な場所で子育てを相談できる体制や学童保育の一層の充実、そして経済的な負担軽減をはじめとして、様々な環境にある子育て世帯や子どもの育ちを応援できる包括的な環境の整備に取り組んでいきます。

(3) 仕事と子育ての両立支援

未だ、男性の子育てへの参画が十分進まない一方、女性の社会進出が求められる中で、女性に様々な社会的な責任が集中し、結果として、子どもの最善の利益とならない危険性があります。

このことから、男女がともに子育てと仕事を両立することができるよう、社会全体として子育てを応援することができる環境を整えていくとともに、働きやすい職場環境の創出をはじめとした、幸せな就業と幸せな子育ての両立に努めます。

1 基本理念

～あしたをたくす子ども達の成長を支援していくために～
**子どもにとっての最善の利益を考え
 みんなで支えあうまちづくりをめざして**

2 基本目標**I 教育環境・保育環境・生活環境の整備**

乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期の人間形成の特性を踏まえ、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を図るとともに、多様化するニーズに沿った保育事業の推進に努めます。

また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・交流を推進し、教育・保育に対する相互理解を深め、小学校就学児の環境の変化による不安の解消に努めます。

安全で安心して過ごせる、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境を整備します。

II 親と子の健康づくりの充実

安心して健やかに子どもを生き育てることができるよう、妊娠・出産・育児に関する情報提供・保健医療体制の充実を図り、乳幼児期から思春期までの子どもの発育・発達を支えます。

III 保護者への支援体制の整備

子どもにとって乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な世代が子育て家庭や子どもの育ちを応援する環境づくりを進め、放課後を含め日々様々な経験を通じて成長できる場を提供します。

また、子育て家庭に対し、経済的負担への支援を行います。

IV 支援が必要な子ども・家庭への支援

子どもの人権を尊重する社会の醸成を推進し、児童虐待や犯罪被害を未然に防ぐ取組みや、被害にあった子どもの立ち直りへの支援を行います。

また、支援が必要なひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭などに、負担軽減となる支援を行います。

V 仕事と子育ての両立支援

「次代の親」を育てるという観点から、男女が協力して家庭を築き、子を持ち育てることに喜びを感じられるよう、子どもを生き育てることの意義を啓発する取組みを進めます。

また、男女がともに子育てと仕事を両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めるとともに、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進など、働きやすい職場環境の整備充実にも努めます。

①

めくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

第2節

包括的な地域福祉の推進

現況と課題

● 福祉政策の背景

福祉政策は、2つの世界大戦を経る中で元兵士の老後の補償に携わること
をきっかけとし、国家による国民の生存権、最低限度の生活水準を保障する、
いわゆるナショナルミニマムの考え方により、発展してきました。

わが国においては、戦後の経済成長と人口増加を背景とする中で、社会保
障を充実させ、国民皆保険制度、国民皆年金制度の確立をはじめ、国による
統一的な社会保障制度だけでなく、各地方自治体において独自の社会福祉政
策を実施するまでに拡大し、非西欧諸国で初めての本格的な福祉国家を形成
してきました。

● 地域福祉の基本的な考え方

わが国では、戦後の経済成長と人口増加を背景とする中で、福祉国家の道
を歩んできましたが、加速する人口減少とわが国全体の社会的資源の縮小や
市民が抱える生活課題の複雑多様化の中で、これまで築いてきた福祉政策を
維持することが困難な状況が顕在化しつつあります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、公的機関
にも甚大な被害をもたらし、被災者や要配慮者等への支援を公的機関のみで
担うことの限界が明らかになるとともに、被災者自身の冷静な行動やボラン
ティア等の多くの方々の支援から、地域の支え合いや地域の絆の必要性が強
く認識されたと言えます。

このことから、人口減少が加速し、社会的資源の縮小が予測されるととも
に、公的機関の限界が浮き彫りとなる中で、改めて社会全体での支え合いを
重視する地域福祉の考え方が重要となります。

地域福祉とは、地域の課題を地域で把握し、地域で主体的に解決を図ると
いう考えを基本に、誰もが地域で安心して暮らしていくため、支援を必要と
する方を地域の中で支えていけるよう、公的機関が提供する「公助」のみな
らず、市民・地域・団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推
進していくものです。この「公助」・「自助」・「共助」による地域福祉は、人
口減少の加速の中で不可避である社会的資源の縮小と福祉分野における行政
需要の複雑多様化を背景とし、これまで以上に福祉政策において重要な考え
方となっていると言えます。

● 高齢者福祉

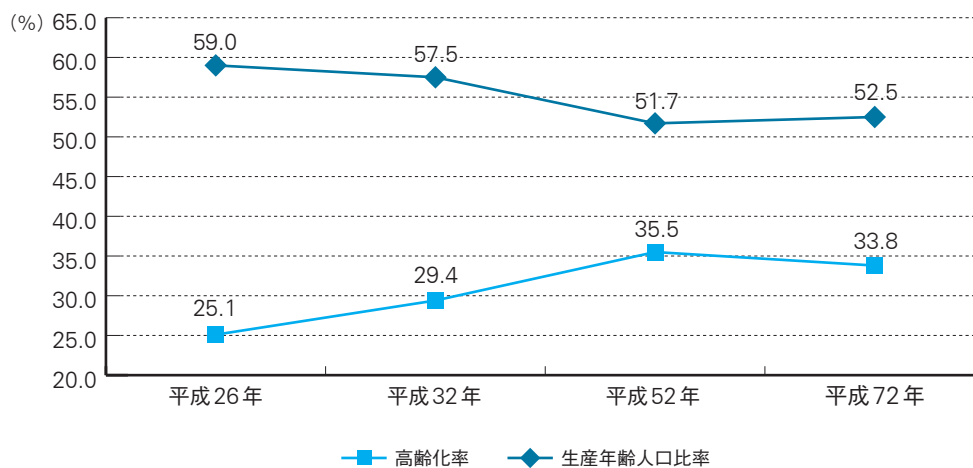
わが国は、世界に類をみないスピードで高齢化が進行しています。

平成26年9月末における、総人口に占める65歳以上人口の割合、いわゆる高齢化率は25.1%にのぼり、4人に1人が高齢者であるといった現状となっており、さらに平成27年8月に策定した「敦賀市人口ビジョン」によれば、平成32年で29.4%、平成52年で35.5%、そして平成72年で33.8%となり、将来的に3人に1人が高齢者となることが予測されています。

また、この一方、高齢者を支える生産年齢人口は、平成32年で57.5%、平成52年で51.7%、平成72年で52.5%となり、公共サービスを主体とした「公助」のみで支えることが困難となり、地域や団体等の支え合いによる「共助」、そして高齢者自身が積極的に社会参画等に取り組む「自助」を支援していくことが極めて重要となります。

人口減少対策の側面から、高齢化は少子化と並んで、社会の「問題」として捉えられがちですが、高齢者の方々を豊富な知識と経験を有する本市を支える社会的な資源として捉え、就労をはじめとした社会参画を促す視点へ転換することが求められていると考えられます。

◆ 図表2-1 高齢化率の予測



※出典：敦賀市人口ビジョンより作成

① めくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

⑤ 心豊かな人を育てるまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

● 障がい者福祉

障がい者福祉については、平成18年度の身体・知的・精神といった三障がいの一元化や実施主体の市町村への一元化、そして利用者負担の見直しを趣旨とする、「障害者自立支援法」の施行以降、大きな変化が生じています。

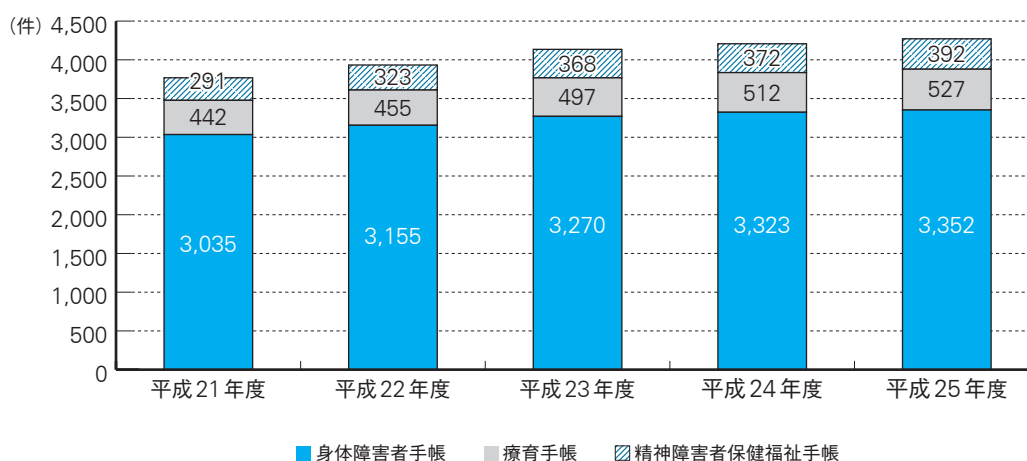
特に、当初、サービスの給付の程度に基づく負担、いわゆる応益性に基づく負担を原則としていたところですが、サービス対象者の生活の困窮等につながるとして、幾度かの法改正を経て、平成24年4月の改正により、利用者負担を見直し、応能負担を原則とすることが決定されました。

また、平成25年4月からは「障害者自立支援法」にかわり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がいの範囲に難病等を加え、障がいの多様な特性等を総合的に示す「障害支援区分」を導入するなどの改正が行われました。

障がい者福祉を取り巻く状況は、度重なる法制度の改正からも、刻々と変化していますが、その本旨は、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参画を促進していくことにあります。

このことから、障がい者福祉にあつては、画一的な制度となる国の支援とあわせて、本市の実情に応じた独自の施策を展開するとともに、地域と行政が協働で障がい者を支える地域社会を目指すことで、自立と社会参画を促進していくことが求められています。

◆ 図表 2-2 本市の障害者手帳の交付状況



※地域福祉課

● 社会保障

福祉政策は、戦後の経済成長と人口増加の中で、その範囲と多様さを拡大してきましたが、その中でも社会保障は福祉政策の基礎であるとともに、今日では健康保険制度や年金制度、介護保険制度、そして生活保護制度として具体化されています。

国民健康保険制度は、昭和36年に整備された国民皆保険制度の基幹をなすものであるとともに、平成20年度からは後期高齢者医療制度が導入されました。この背景には、それまでの老人保健制度においては不明確であった現役世代と高齢世代の負担割合を明確化し、人口構成によって生じることが懸念されていた世代間格差を是正することを目的としています。この国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の保険者は市町村または市町村を構成員とする各都道府県の広域連合であることから、この的確な運用は基礎自治体の重要な責務であると言えます。

国民年金制度は、老後の生活基盤を支える社会保障制度です。しかし、年金記録問題の発生による社会保険庁の廃止、平成27年に発生した100万人以上におよぶ個人情報の流出問題をはじめとした年金制度に対する信頼性が低下する事案が発生する中で、年金事務の的確な運用を通じて、信頼回復に努めていく必要があります。

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支える新たな社会保険制度として、平成12年に施行された制度です。しかし、急速な高齢化を背景とした要介護高齢者の増加に伴い、給付費が増大している状況にあります。このような中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目処に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく必要があります。

生活保護制度は、憲法が規定する生存権の保障を具体化した制度ですが、本市においては、原子力発電所の長期運転停止による地域経済の停滞の中で、その受給者数は一貫して増加傾向にあります。このような中、平成27年4月には、生活困窮者自立支援制度が開始され、働きたくても働けない生活困窮者への就労訓練をはじめとする本人の状況に応じた支援を行うなど、これまでの保護制度からの自立を促す、踏み込んだ支援制度が導入されました。そのため、市町村においても生活保護制度の適正執行とあわせて、関係団体等との連携による自立への支援に向けた取組が重要となります。

①

めくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

◆ 図表2-3 本市の国民健康保険加入状況及び保険税の状況

区 分			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
加入状況	加入世帯数	世帯	10,117	10,030	9,922	9,747	9,609	
	加入世帯割合	%	35.95	35.45	35.41	34.71	34.07	
	被保険者数	人	17,453	17,190	16,950	16,393	15,916	
	加入者割合	%	25.33	24.99	24.82	24.14	23.60	
保険税	現年課税分	収納額	千円	1,256,578	1,257,727	1,368,788	1,310,790	1,257,612
		収納率	%	83.7	84.3	84.5	86.2	87.8
	滞納繰越分	収納額	千円	128,246	129,421	150,129	183,455	149,099
		収納率	%	11.3	10.9	12.6	15.0	12.9

※国保年金課

◆ 図表2-4 本市の生活保護の状況（延べ世帯数・人員）

（単位：世帯、人）

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	保護世帯数	保護人員	保護世帯数	保護人員	保護世帯数	保護人員	保護世帯数	保護人員	保護世帯数	保護人員
生活扶助	2,216	2,894	2,244	2,978	2,389	3,098	2,463	3,130	2,507	3,204
住宅扶助	1,809	2,421	1,855	2,472	1,984	2,544	2,028	2,515	2,132	2,704
教育扶助	118	165	110	157	113	182	112	165	97	173
医療扶助	2,299	2,680	2,435	2,900	2,506	2,953	2,530	2,926	2,601	3,042
生業扶助	48	49	60	73	41	48	37	37	38	38
葬祭扶助	11	11	3	3	7	7	7	7	5	5
介護扶助	382	390	415	425	413	425	451	462	527	527
施設事務費	95	95	109	109	104	104	119	119	114	114

※地域福祉課

基本的な方向性

福祉政策は、戦後の経済成長と人口増加の中、その範囲や取組を充実させてきましたが、現在、わが国全体として、人口減少が前提となる中で、公共サービスのみをもってこれを維持することが困難となってきました。

このような中、福祉政策について、これまでの公共サービスを主体とする「公助」に加え、地域社会の支え合いによって、市民・地域・団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく、地域福祉をこれまで以上に重視し、本市の実情を踏まえ、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 地域性を反映した福祉施策（公助）の推進

高齢者福祉や障がい者福祉における公共サービスは、法根拠に基づくがゆえに、画一的なものとなり、必ずしも地域の実情を反映したものでないといった側面があります。

このことから、高齢者福祉や障がい者福祉の公共サービス、すなわち公助を推進する上で、国の制度設計に即した施策とあわせて、本市の実情に即した施策を総合的に実施していきます。

(2) 地域による支え合い（共助）の推進

人口減少が加速し、社会的資源の縮小が予測される中、福祉政策において「公助」のみで、これを維持することが困難な状況となっています。

このことから、本市をはじめとした公共機関だけでなく、市民・地域・団体等の様々な主体による支え合いを推進し、本市の地域力の向上に努めます。また、これまでに地域等に培われた人材、情報等の様々な資源を有効活用し、ネットワーク化等を図り、単独の負担や取組に終わらせることが無いようにしていきます。

(3) 地域における自立した生活（自助）の推進

高齢者や障がい者の方々が、自分らしく生き生きと地域社会で暮らしていくためには、生きがいを持ち、地域社会に参画し、自立した生活を送ることが重要となります。

このことから、年齢や障がいの有無に関係なく生き生きと暮らすことができる地域社会を目指す、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者や障がい者の方々の生きがいがづくり、社会へ参画できる体制づくりを推進していきます。

①
めくもりに満ちた
まちづくり②
豊かさに満ちた
まちづくり③
安心安全な
まちづくり④
活力にあふれる
まちづくり⑤
心豊かな人を育む
まちづくり⑥
市民とともに進める
まちづくりV
基本構想VI
資料

(4) 地域福祉の基盤となる社会保障制度の適正執行と生活困窮者等への支援

国民健康保険や国民年金、介護保険制度、そして生活保護制度は、国民の生存権の保障にかかわる福祉政策の基盤であると言えます。

このことから、国の制度に即し、適正な執行に努めるとともに、生活困窮者等に対して、関係機関との連携の中で、就労訓練をはじめとする適切な支援を実施していきます。

◆ 図表 2-5 第3期敦賀市地域福祉計画の概要

1 基本理念

ふれ合い、支え合い、共にいきる ぬくもりのあるまち つるが

「公助」のみならず、市民、地域、事業所、団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進し、市全体で地域福祉についての理解を深め、市民、地域、市が一体となって地域福祉活動を展開する環境づくりを推進します。

2 基本目標

【目標1】 ふれ合いでつくる ぬくもりのまち

地域全体で支え育てる福祉社会を実現するには、性や年齢、障がいの有無等の差異や多様性を認め合い、住民一人ひとりの個性や意向を尊重するとともに、権利の保護を図る必要があります。また、福祉・保健・医療、その他生活関連分野にまたがる複数のサービスや人材、施設を総合的に活用できるような体制を整えるとともに、市民、市社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民間事業所等、多様なサービス供給主体の連携を強化し、敦賀市の地域力の向上を図ります。

【目標2】 支え合いでつくる ぬくもりのまち

地域福祉の推進を担うのは市民であり、地域が抱える多種多様な課題に対応していくには、地域住民や当事者の積極的な参画と協働が不可欠です。また、施設や設備、人材、組織、情報等地域の様々な資源を有効に活用し、そのネットワーク化や相互交流を図っていく必要があります。

【目標3】 共にいきる ぬくもりのまち

共にいきる、安心して暮らせる敦賀市となるように、ユニバーサルデザインの視点をとり入れたまちづくりの推進、健康福祉に関するサービスの充実、「安心」を感じられる暮らしづくりを支援します。また、社会的弱者の支援策としては、対象者別計画には含まれない生活困窮者等に対するサポート体制を構築し支援していくものとします。一方、近年の自然災害を踏まえ、地域を中心として、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の安否確認や避難等について事前の心構えや準備を行うとともに、避難所においても安心して過ごせる体制を整備していく必要があります。敦賀市避難行動要支援者名簿への登録を進めるとともに、福祉避難所への避難誘導支援や避難所運営体制の整備を図っていきます。

第3節

健康づくりの推進と地域医療体制の強化

現況と課題

● 健康づくりの推進

平成14年に「健康増進法」が医療制度改革の一環として制定されたことを受け、本市では、平成17年に食生活や運動、ストレス等の健康課題の目指す姿を定めた「敦賀市健康づくり計画（健康つるが21）」を策定し、市民との協働による健康増進に取り組んできました。

一方、国においては、平成25年6月14日にわが国の成長戦略として「日本再興戦略」を閣議決定し、当該戦略が定める3つのプランのうち戦略市場創造プランの中に、「国民の『健康寿命』の延伸」が定められました。

また、厚生労働省においてはこれを受けて、平成25年8月に「『国民の健康寿命が延伸する社会』に向けた予防・健康管理に係る取組の推進」を示し、平成37年に向けて、予防・健康管理等に係る具体的な取組を推進する上での方針等を示しました。このように、健康増進が、わが国の成長戦略に位置づけられたことは、行政課題として新しい局面を迎えた証左であるとともに、今後、大きな政策的なテーマになるものであると言えます。

この背景には、わが国の優れた医療保健衛生分野を活用し、健康予防・介護関連産業・医療関連産業において新たな市場を開拓し、経済成長につなげることに、高齢化と人口減少が加速し、医療・介護需要の急増が予想される中で、健康寿命の延伸を図ることで現役世代の負担を軽減する意図があります。

このことから、市民の最も身近なところで健康づくりを支援する基礎自治体にあっては、これまでの個々人の健康課題の解消に向けた健康増進施策の推進だけでなく、今回、国が示したような健康寿命の延伸に伴う社会的負担の軽減による社会保障の世代間負担の公平化といった、社会的な取組の視点を踏まえ、「健康づくり」を推進していくことが求められています。

● 市民に身近な地域医療の確保

急速に進む高齢化、核家族化及び単身世帯の増加などにより、家族だけで在宅療養や介護を支えることが困難となるとともに、医療制度、医療ニーズ及び社会情勢が大きく変化する中、市民がいつでも安心して必要な医療を受けることができる医療体制を整備することが求められています。

このような中で、市立敦賀病院は、市民の健康保持に必要な急性期医療、救急医療、災害医療及び周産期・小児医療等を提供し、本市並びに美浜町及

①

めくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

び若狭町を診療圏とする中核病院として、地域住民の医療ニーズに応じています。

特に、災害時医療においては、災害拠点病院として災害対策マニュアルの整備等、万一の災害に備えるとともに、原子力発電所立地地域である本市の特性から原子力災害における緊急被ばく医療の初期被ばく医療機関としての体制を整えています。また、周産期・小児医療においては、人口減少が加速する中で、安心して子どもを生み育てることができる体制を整えるために、産科医療設備を整備するとともに、国立病院機構敦賀医療センターとの連携の中で夜間小児重症患者の診療体制の確保に努めるなど、社会経済環境の変化や市民の医療ニーズに的確に対応しています。

しかし、医療資源には限りがあり、全ての市民や診療圏の住民の医療ニーズに市立敦賀病院のみで対応することは不可能であることから、同院と地域の医療機関を結び、患者の受け入れや紹介等を行う、地域医療連携室を新設するなど、地域の医療機関との連携を強化しています。

このことから、超高齢社会の中での高まる医療ニーズに対応するため、救急・小児・周産期・災害といった特殊または不採算部門や高度かつ先進的な医療の提供については、公的病院の果たすべき役割として市立敦賀病院がこれを担い、その他の医療については地域の医療機関が担うといった、それぞれの持つ特性や優位性に基づく役割分担を行い、地域全体で医療を支える地域完結型医療を一層推進していくことが求められています。

また、今後とも引き続き、市民に身近な地域医療を支え、市民に信頼される中核病院として存続していくために、市立敦賀病院そのものの経営体制等の強化に取り組んでいく必要があります。

◆ 図表3-1 市立敦賀病院の診療圏の推計患者数（平成25年）及び医療施設の状況

区 分	推定患者数			区 分	病 院	一般診療所	歯科診療所
	人口	入院	外来				
敦賀市	67,079	797	3,549	福井県	72	589	286
美浜町	10,054	143	587	嶺南医療圏	11	101	42
若狭町	15,631	230	916	敦賀病院の診療圏	8	68	27
合 計	92,764	1,170	5,052	敦 賀 市	5	50	22
				美 浜 町	0	10	3
				若 狭 町	3	8	2

※出典：第2次市立敦賀病院中期経営計画

● 医療従事者の供給体制の強化

本市を含む嶺南地域の共通の課題として、医療従事者の不足があげられます。医療従事者は医療資源の最たるものであるとともに、今後、人口減少が加速し、高齢人口が増加する中で、医療従事者の確保は、地域医療を確保する上でも重要な課題となります。

また、複雑多様化する医療ニーズに対応するため、高度な専門性を備えた医療従事者の確保が必要となっています。

この課題に対応するため、本市では平成26年4月に、本市の地方独立行政法人である公立大学法人 敦賀市立看護大学（以下、「敦賀市立看護大学」とします。）を設置し、将来において一層不足することが予見される医療従事者の供給体制の強化に取り組んでいるところです。

このことから、将来の医療従事者の確保に向け、敦賀市立看護大学の経営や大学院の設置をはじめとした教育研究機関としての向上に向けた取組へ支援するとともに、県内医療機関において同大学の卒業生に対して8割近くの高い採用意向がある中で、人口減少対策における若年層の流出抑制と流入促進の観点からも卒業生の市内定着率の向上に取り組んでいく必要があります。

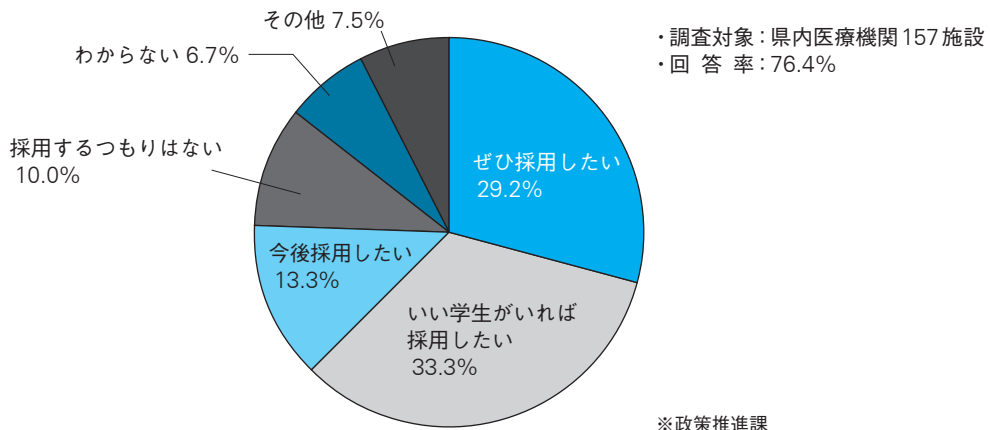
◆ 図表3-2 本市の医療従事者の状況

(単位：人)

区分	医療関係者（就業届出分）							
	医師	医療施設従事	歯科医師	医療施設従事	薬剤師	保健師	助産師	看護師 准看護師
平成20年	135	127	37	37	112	39	22	894
平成22年	136	131	36	35	112	37	24	902
平成24年	135	129	36	36	114	34	32	934

※出典：福井県統計年鑑

◆ 図表3-3 県内医療機関における敦賀市立看護大学卒業生の採用意向



① めくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

⑤ 心豊かな人を育てるまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

V 基本構想

VI 資料

基本的な方向性

わが国全体として人口減少が加速し、医療・介護需要の抑制による現役世代の負担軽減等を企図した「健康寿命の延伸」が大きな政策的なテーマとなる中、健康づくりの推進及び地域医療や医療従事者の供給体制の強化について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

市民の健康寿命の延伸を実現するため、平成27年3月に策定した「健康つるが21（敦賀市第2次健康づくり計画）」に即し、「現役世代からの健康づくりの推進」「高齢者への介護予防の推進」「妊産婦や乳幼児期からの健康づくりの推進」など、様々な世代や立場に応じた健康づくりを推進します。

また、市民が健康習慣を実践しやすい環境の整備を図ることで、健康意識の高揚を図り、市民一人ひとりの健康づくりを積極的に支援していきます。

(2) 市立敦賀病院における医療体制の強化

市立敦賀病院は、市民に身近な地域医療を支え、市民に信頼される中核病院として存続していくために、市立敦賀病院そのものの経営体制等の強化に取り組むとともに、高度医療機器の整備、医師・看護師等の確保や人材の育成に努めていきます。

(3) 地域完結型医療の推進

超高齢社会を背景とし、市民等の高まる医療ニーズに市立敦賀病院のみであたることは不可能であることから、地域の医療機関との適切な役割分担のもと、地域全体で医療を提供する地域完結型医療を推進していきます。

(4) 医療従事者の供給体制の強化と市内への定着の促進

本市を含む嶺南地域の共通する課題である医療従事者の確保に向け、平成26年4月に本市の地方独立行政法人として敦賀市立看護大学を設置しましたが、引き続き、同大学の経営や大学院の設置をはじめとした教育研究機関としての向上に向けた取組へ支援します。

また、市内の医療従事者確保と人口減少対策の側面における若年層の流出抑制及び流入促進の観点から、卒業生の市内定着率の向上に取り組んでいきます。



第2章

豊かさに満ちた まちづくり

- 第1節 生活基盤の充実
- 第2節 市街地の活性化
- 第3節 新しい交通ネットワークの形成と
まちづくりの展開
- 第4節 循環型社会の形成と環境の保全

第1節

生活基盤の充実

現況と課題

● 量的拡大から質的向上へ

市民が快適に豊かな生活を送るためには、生活道路や上下水道、住宅、公園等の基礎的なインフラが整っていることが必要となります。

本市は、これまで、人口増加を背景とした市街地や居住地の拡大に伴い、快適な市民生活の向上に向け、生活道路等の基礎的なインフラの整備を積極的に進めてきました。

しかし、平成27年8月に策定した敦賀市人口ビジョンによれば、本市の人口は平成52年には6万人を、平成72年には5万人を割り込む水準にまで落ち込むことが予測されます。そのため、長期的な視点のもとで、人口減少を前提とする必要があることから、まちづくりや基礎的なインフラ整備において大きな転換期を迎えていると言えます。

これまでの基礎的なインフラ整備は、人口増加に伴う居住地域の広がりの中で、これに対応すべく、いわゆる量的拡大を基本的な方向性としてきました。しかし、今後、人口減少を前提とする中で、生活道路や上下水道等の基礎的なインフラにおける行政需要が低下するだけでなく、これらを維持するための税財源が縮小することから供給可能性をも低下させることとなります。

このことから、今後、人口減少が進行するといった長期的な視点のもとで、基礎的なインフラ整備においては、これまでの量的拡大から、個々のきめ細かな課題や適切な維持管理といった質的向上に転換する必要があると言えます。

● きめ細かな課題の解決

生活道路については、人口減少とともに高齢人口が増加といったように人口構成が変化していくことから、交通弱者に配慮した改良を行うとともに、除雪体制の維持といった利用しやすい環境を整えることが求められています。

また、住宅については、人口の年齢構成が変化するに伴い、求められる行政需要が変化していくことから、公営住宅における高齢の入居者への対応や老朽化対策、景観の保全と防犯等の観点からの空家・空地等の対策といったように、これまでの量的拡大の方向性の中で、あまり鑑みられることがなかった、利用者の態様等に応じたきめ細かな課題の解決が求められています。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

● 適切な維持管理

上下水道については、生活道路と同様に、量的拡大を進めてきたところですが、他のインフラと比較して、事業収入（利用料金等）をもって、これと均衡が果される中で経営を行うことが求められています。

このことから、未普及地区の解消を進めていく必要はあるものの、人口減少に伴い減少する事業収入の範囲内で運営することができるよう、これまで整備してきたインフラの修繕や更新を含む適切な維持管理へ軸足を移すことが強く求められています。

また、公園においては、将来の人口動向に応じた都市公園整備の方針を定めていく必要があります。さらに、人口動向だけでなく、地域や利用者のニーズに応じた機能の再編や統廃合による配置の再編により、公園のストック効果が高まるよう、都市公園の適正配置を進めるとともに、地域住民との協働により管理等を進めていく必要があります。

◆ 図表1-1 本市の市営住宅等の状況

・市営住宅の状況

(平成27年4月1日現在)

住宅の種類	公営住宅	改良住宅地	特定公共賃貸住宅	合計
戸数	1,126	478	8	1,612

・優良賃貸住宅の状況

(平成27年4月1日現在)

住宅の種類	一般向	高齢者向	合計
棟数	8	2	10
戸数	60	25	85

※住宅政策課

◆ 図表1-2 本市の公園の種類と公園数

(平成27年4月1日現在)

公園の種類	公園数	面積
都市公園	40ヶ所	144.9ha
総合公園	2	96.2
運動公園	1	32.7
近隣公園	3	8.2
街区公園	31	6.6
都市緑地	1	1.0
広場公園	2	0.2
児童遊園地	10	0.5ha
開発行為による緑地	86	3.5ha
合計	136ヶ所	148.9ha

※都市政策課

基本的な方向性

今後、長期的な視点において人口の減少が不可避となり、公用・公共施設における行政需要と供給可能性がいずれも低下する中、これまでの量的拡大から、きめ細かな課題の解決や適切な維持管理といった質的向上へ転換していく必要があることから、生活道路をはじめとする基礎的なインフラ整備について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 生活道路の改良と適切な維持管理

人口減少と高齢人口の増加が今後すう勢となる中、生活道路については、高齢者や障がい者をはじめとした交通弱者に配慮した改良を行うとともに、請負業者の確保対策を含めた除雪体制の維持に努めるなど、市民が利用しやすい環境を整えていきます。

(2) 質の高い住宅の改良と空家・空地対策

人口構成の変化の中で、入居者の高齢化や多様化に向けた対応を行うとともに、施設の老朽化に対する長寿命化を実施していきます。

また、人口減少等を背景として増加している空家・空地については、景観及び防犯等の観点から、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、対策計画の策定や空家の有効活用の促進を検討していきます。

(3) 公園機能の再編・再配置の検討と適切な維持管理

人口減少が進行し、市街地や居住地域の拡大に限界が見える中、公園については、将来の人口動向だけでなく、子育て支援や健康づくりなどのニーズに応じた機能の再編、統廃合による配置の再編を検討するとともに、改修及び修繕等の適切な維持管理を実施します。

また、今後、公園・緑地等については、地域住民との協働による維持管理を進めていきます。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

(4) 経営の健全性を前提とした上下水道等の整備・更新と適切な維持管理

上下水道の整備については、この運営が地方公営企業法に基づき行われることから、将来における長期的な人口減少のすう勢を十分踏まえ、経営の健全性を前提とした未普及地区への整備と管路の耐震化をはじめとした更新とともに、適切な維持管理を実施していきます。

また、下水道の整備にあつては、効率的かつ経済的な污水处理施設の整備を推進するとともに、近年の異常降雨に対応するための浸水対策を図ります。

◆ 図表 1-4 本市の水道、下水道、合併処理浄化槽の状況

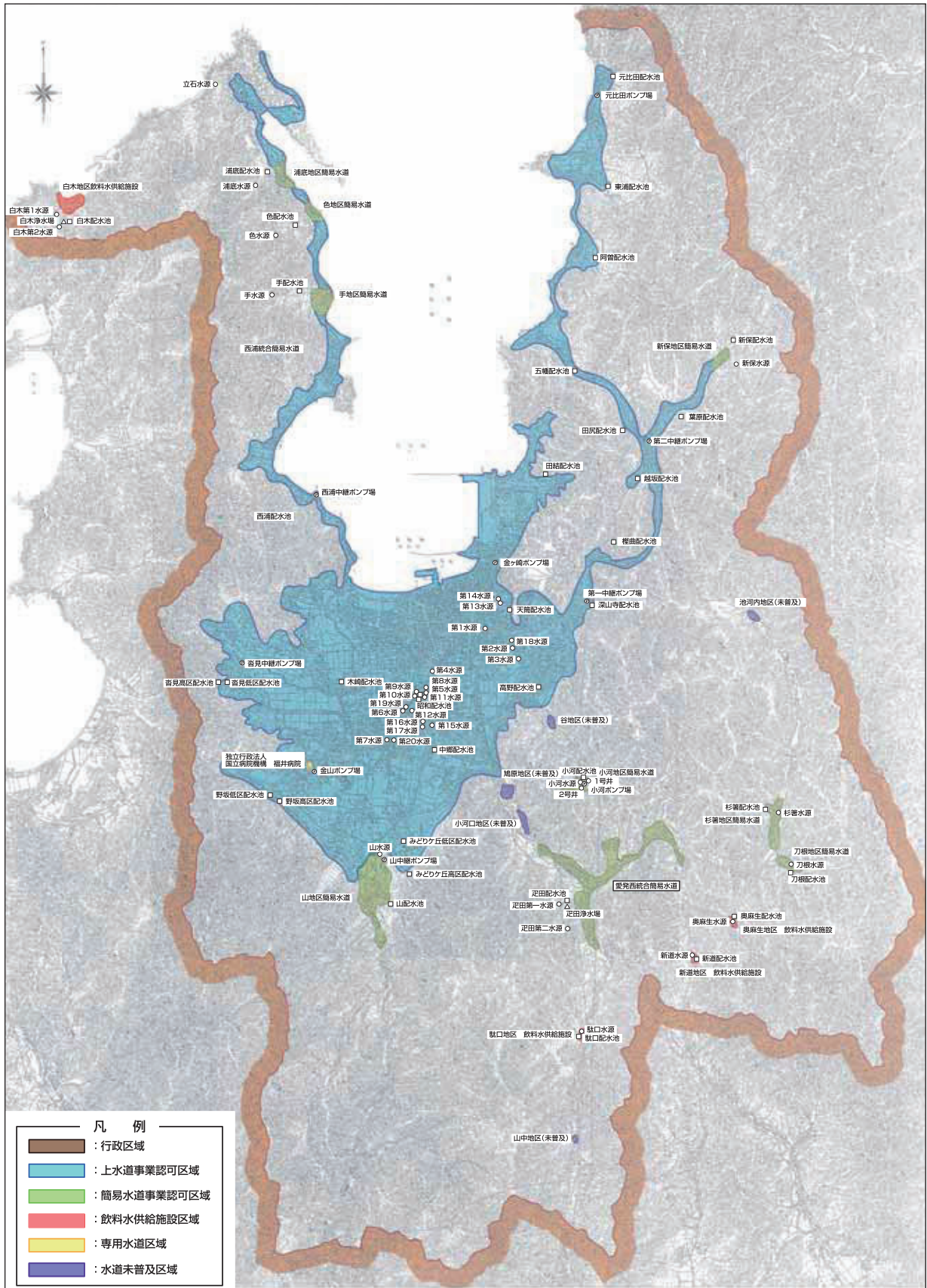
区分		普及率	導送配水管、 排水管延長	年間総配水量、 総処理水量	浄化槽 設置基数
		(%)	(km)	(千m ³)	(基)
水道	上水道事業	97.0	399	10,520	—
	簡易水道事業	2.2	34	200	—
下水道	公共下水道事業	79.7	306	9,147	—
	農業集落排水事業	3.4	37	246	—
	漁業集落環境整備事業	0.3	3	31	—
合併処理浄化槽設置事業		4.8	—	—	1,248

※普及率は、行政区域内現在人口に占める割合によって算出

※上表は平成27年度末の状況であり、簡易水道事業は、平成28年4月に上水道事業に経営統合した

※上水道課、下水道課、上下水道サービス課

◆ 図表 1-5 敦賀市水道給水区域図



① ぬくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

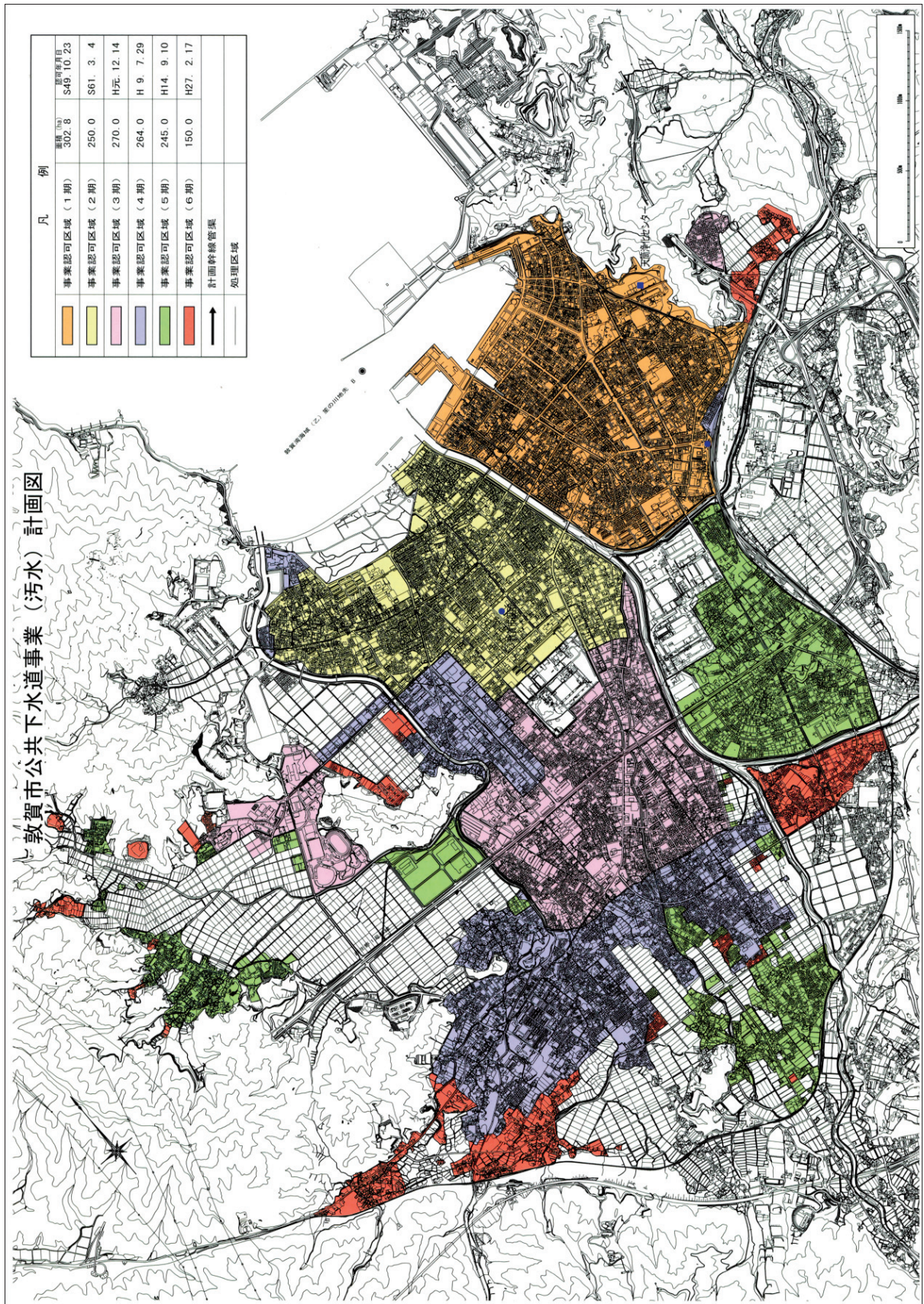
⑤ 心豊かな人を育てるまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

V 基本構想

VI 資料

◆ 図表1-6 敦賀市公共下水道事業（污水）計画図



第2節

市街地の活性化

現況と課題

● 中心市街地の現状

中心市街地は、本市の商業集積地域であるとともに、鉄道や港、氣比神宮をはじめとする本市を代表し、観光資源になり得る地域資源が集積している地域です。平成34年度末に北陸新幹線敦賀開業が控える中、当該地域の活性化は、本市のまちづくりにおいて必要不可欠な要素であると言えます。

これまで、本市においては平成21年12月に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、当該地域の集客効果の発揮と回遊性の向上に向け、様々な施策に取り組んできました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、本市に立地する原子力発電所が長期運転停止となったこと、また平成24年3月末に神楽町に所在するアクアトムが閉館したことなどにより、認定中心市街地活性化基本計画に定める目標数値をいずれも達成することができませんでした。

特に、平成26年度の歩行者・自転車通行量（休日）は、認定を受けた年度の約6割の水準にまで落ち込んでおり、商店街へ波及効果やまち歩きによる回遊性が発揮されておらず、停滞しているという厳しい現実を受け止める必要があります。

● 北陸新幹線敦賀開業を見すえた活性化

現在、中心市街地の現状の中、平成34年度末の北陸新幹線敦賀開業に向けて、日常の来街だけでなく、観光誘客にもつながる活性化を進めていく必要があります。

この開業効果を取り込むためには、沿線自治体等との地域間競争に打ち勝つ必要があることから、敦賀ならではの地域資源を活かした活性化策に取り組んでいくことが求められています。

また、中心市街地活性化基本計画の実施に取り組む中で、他の自治体の認定区域と比較して広い中心市街地全域のまち歩きは、容易でないという現実から、公共交通機関等の充実や各エリア内における駐車場の確保などの対策を検討していく必要があります。

このような、北陸新幹線敦賀開業を見すえた活性化に取り組むことが、将来における地域間競争の中での開業効果の取り込みと、商業地域の活性化につながっていくものと考えられます。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

● 官民の連携と役割分担

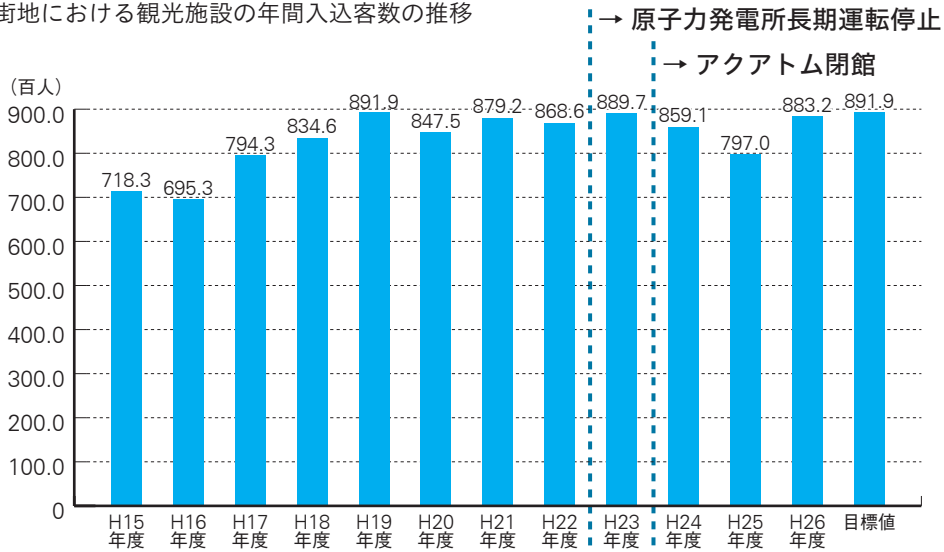
平成21年12月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画に定める事業計画のほとんどが本市が事業主体であるといった行政主導による活性化策に終始したという大きな反省があります。

しかし、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上といった中心市街地の活性化の本旨に立ち返るとき、民間部門との連携が不十分なまま、行政主導の取組が先行することは、特に商業地域の経済活力の向上の側面で、成果をあげることが困難であると考えられます。

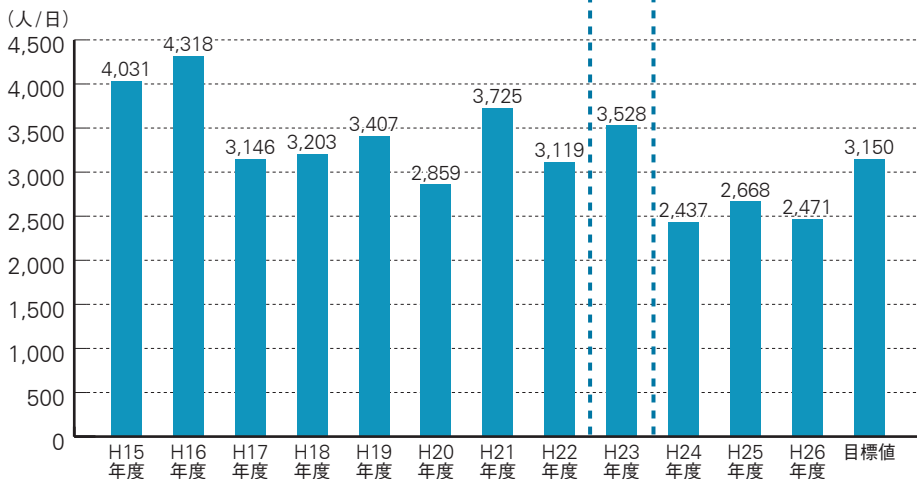
このことから、これまでの行政主導の取組を改め、中心市街地の活性化、特に商業地域における経済活力の向上の実現とその継続性の確保においては、本市はあくまで黒子に徹し、これを支援するといった民間部門のやる気と発意を前提とする、官民の連携と役割分担が求められています。

◆ 図表2-1 中心市街地活性化基本計画の数値目標の結果

・中心市街地における観光施設の年間入込客数の推移



・中心市街地における歩行者・自転車通行量(休日)の推移



※出典：認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告

基本的な方向性

本市の中心市街地は、商業機能だけでなく、本市がこれまで歩んできた歴史や文化を背景とした地域資源が集積する地域です。平成34年度末に北陸新幹線の敦賀開業を迎える中で、この効果を取り込むためには地域資源を活用した観光資源等の開発が必要となります。

また、これまでの取組が、実現が容易でない中心市街地全域のまち歩きを目標としていたことや、行政主導に偏りがちであったという反省を踏まえ、次のことを基本的な方向性とします。

(1) テーマ性をもった一体的整備

本市は、中心市街地を圏域内のそれぞれが持つ地域資源の特性等に応じて、「敦賀駅周辺エリア」、「氣比神宮周辺エリア」、「敦賀港周辺エリア」に区分し、開発等を進めてきました。平成34年度末に北陸新幹線敦賀開業を迎える中で、これまで以上に、各エリアの地域資源を重視する観点から、中心市街地全体を一体として捉えた整備を推進していきます。

その方向性として、「敦賀駅周辺エリア」は、北陸新幹線敦賀開業における本市の顔となることから、敦賀の玄関口としての賑わいを感じさせるエリアとして、交通結節機能と他のエリアへの誘導機能を重視します。

次に、「氣比神宮周辺エリア」は、市民の精神的支柱である北陸道総鎮守氣比神宮が鎮座し、古代の息吹を感じさせるエリアとして、氣比神宮そのものの文化的価値と観光地としての価値の向上を図るとともに、これに至る国道8号道路空間の有効活用により、周辺商店街への波及効果や「敦賀港周辺エリア」への回遊機能を強化します。

最後に、「敦賀港周辺エリア」は、国際港として発展した敦賀の近代史が凝縮した明治・大正浪漫と昭和ノスタルジーを感じさせるエリアであるとともに、鉄道と港の他に人道の港のエピソードといった観光客の方に最も来ていただきたい場所であることから、金ヶ崎周辺整備構想の実現に向け、民間投資を呼び込む中で、一体的な整備を推進します。

(2) 回遊性の向上

これまで、中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画に基づき、まち歩きを推進してきましたが、各エリアを架橋する中心市街地全体のまち歩きは容易ではないことがわかってきました。また、北陸新幹線敦賀開業を見すえるとき、二次交通の確保が重要となります。

このことから、本市の主要交通機関であるコミュニティバスを再編等によ

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

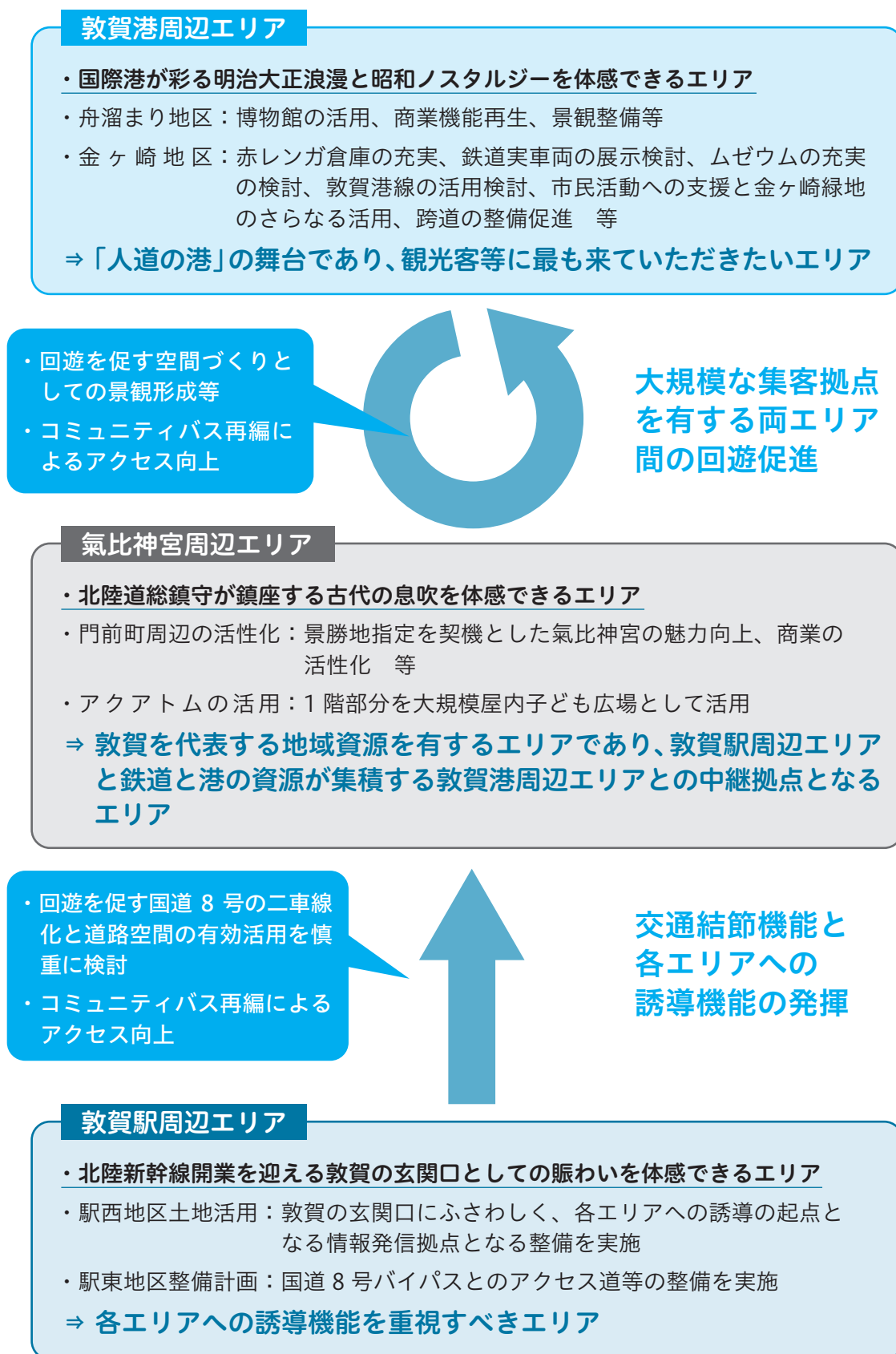
り、二次交通の充実を図るとともに、各エリア内における駐車場の確保を検討していきます。

(3) 官民の連携と民間主導の重視

これまで、本市の中心市街地の活性化は、中心市街地活性化基本計画に即し、進めてきましたが、これに定められる事業計画のほとんどは本市が事業主体であり、行政主導に陥りがちであったという反省があります。

このことから、中心市街地の活性化、特に商業機能の充実等については、民間部門のやる気と発意を前提とする中で、本市はあくまで黒子に徹し、これを支援するといった官民の連携と役割分担を重視して進めていきます。

◆ 図表2-2 中心市街地における一体的整備に向けたテーマと方針等



①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

第3節

新しい交通ネットワークの形成とまちづくりの展開

現況と課題

● 交通の要衝としての新しい局面

平成26年7月に、嶺南地域を横断する舞鶴若狭自動車道が全線開通し、嶺南地域の一体化が進むとともに、平成34年度末には長年の本市の悲願であった、北陸新幹線の敦賀開業を迎えます。

古代から、本市は交通の要衝として発展してきたことから、本市の発展は広域交通網の展開とともにあったと言えます。また、この広域交通網の発達には、必ずしも本市の発展要因となるだけでなく、衰退の要因としても作用してきた側面があります。

このことから、現在、平成18年のJR湖西線北陸本線の直流化開業、平成26年の舞鶴若狭自動車道の全線開通を端緒とし、平成34年度末に北陸新幹線敦賀開業を迎える中で、本市は新たな発展の転換点を迎えていると言えます。このような中で、この転換点を発展の契機とするために、観光振興策の充実だけでなく、新しい交通ネットワークの形成や第2産業団地の整備、そしてこれらの施策に対応した土地利用や都市構造の構築を検討していくことが求められています。

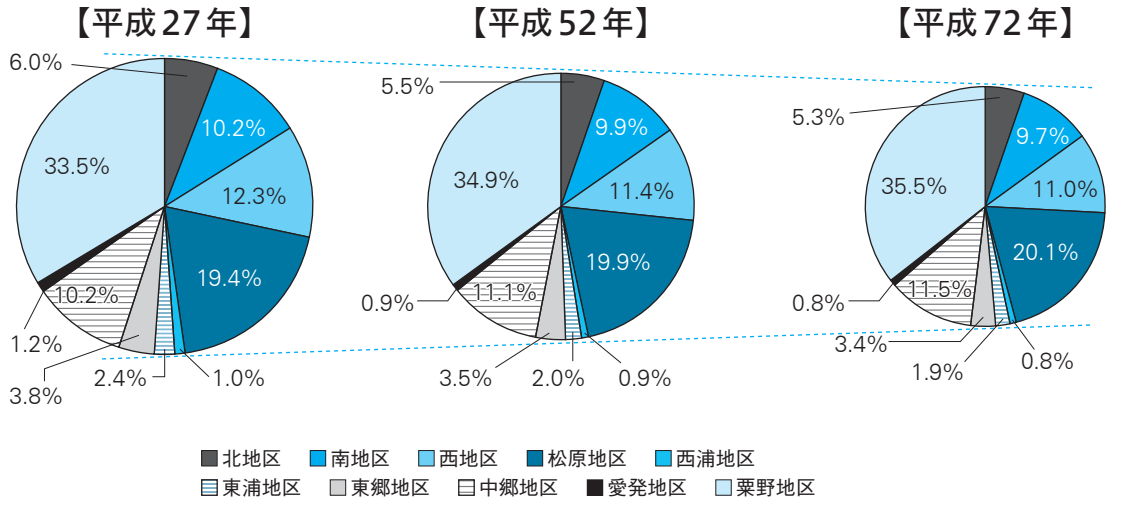
● 都市機能の集約化と生活圏とのネットワーク化

人口減少社会を見すえる中で、歩いていける範囲に都市機能を集約化させるコンパクトシティの考え方が、まちづくりの主要方策として捉えられてきました。

現在、本市の人口分布を概観すると、都市機能を集約すべきとされる中心市街地を構成する北地区・南地区・西地区において約19,000人の市民が居住する一方、いわゆる郊外とされる粟野地区において、これを大きく上回る約23,000人、総人口の3割以上の市民が居住するといった状況にあります。このような中、現状の都市機能を将来にわたって維持するとともに、生き物のように変化する都市の現実に対応することが重要となります。

このことから、コンパクトシティを形成するための人口誘導策とあわせて、市全体の一体的な経済圏・生活圏としての維持に向けて、郊外における生活圏と市街地を結ぶネットワーク網を形成する観点から、市内幹線道路の整備とともに、公共交通機関の充実にあわせて取り組んでいく必要があります。

◆ 図表3-1 本市の地区別人口分布の予測



※出典：敦賀市人口ビジョン

①
ぬくもりに満ちた
まちづくり

②
豊かさに満ちた
まちづくり

③
安心安全な
まちづくり

④
活力にあふれる
まちづくり

⑤
心豊かな人を育む
まちづくり

⑥
市民とともに進める
まちづくり

V
基本構想

VI
資料

基本的な方向性

平成26年7月の舞鶴若狭自動車道の全線開通や平成34年度末の北陸新幹線敦賀開業は、交通の要衝である本市にとって新しい発展の転換点となることから、これに対応したまちづくりを展開していく必要があります。

このことから、新しい交通ネットワークの形成とこれに対応したまちづくりの展開について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 広域交通網の整備促進及び市内幹線道路の整備推進

舞鶴若狭自動車道の栗野南地区における敦賀南スマートインターチェンジや、運行本数の増加をはじめとするJR在来線の利便性向上、そして北陸新幹線敦賀開業の早期実現に向け、関係機関への要請等を実施し、本市の新しい発展の基盤となる広域交通網の整備を促進します。

また、これらの市域を越える広域交通網の整備促進とあわせ、これに対応することができる市内幹線道路の整備を推進します。

(2) 計画的かつ調和のとれた土地利用等の推進

人口減少が加速するだけでなく、舞鶴若狭自動車道の敦賀南スマートインターチェンジや北陸新幹線敦賀開業をひかえ、これに対応したまちづくりが求められる中で、計画的な土地利用を推進していきます。

また、将来の人口分布を見すえる中で、これまでのような中心市街地の一極集中型のコンパクトシティにとらわれることなく、土地利用及び都市構造の形成を検討していきます。

(3) 公共交通機関の充実と利用促進

将来の人口分布の予測から、これまで以上に多極化した都市機能を有機的につなぐことが一層重要となることから、コミュニティバス等の再編に取り組むとともに、安定的な運営の確保に向けた利用促進を行います。

◆ 図表3-2 交通網の主な事業計画



① ぬくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

⑤ 心豊かな人を育てるまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

V 基本構想

VI 資料

第4節

循環型社会の形成と環境の保全

現況と課題

● 持続可能な社会

本市では、「さわやかな風 清らかな水 人と自然が共生し 未来に向かって みんなが行動するまち つるが」を環境未来像とする第2次敦賀市環境基本計画を策定しました。

この中で、市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するとともに、将来の世代に継承していくため、市民・市民団体・事業者・市が連携・協働して、環境負荷の少ない、自然と人との共生を基本とする持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

このことは世界的にも、「持続可能な社会」として重視され、健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、これを通じて、市民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受し、将来世代にも継承することができる社会として定義づけられています。この実現に向けては有限である資源の制約を前提とし、資源の使用量の削減、回収・リサイクル、再生可能資源の活用が重視されます。

このことから、戦後における高度経済成長を背景として、物質的な豊かさを享受する中で形成された、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動を転換し、持続可能な社会を実現することが求められています。

● 循環型社会の形成

本市は基礎自治体として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の処理責任を有しますが、本市では環境基本計画に基づき、持続可能な社会の実現の一環として、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を定め、ごみ減量の推進やリサイクルの徹底等の目標を掲げています。

本市の一般廃棄物処理施設の現状は、ごみ排出量が近年の状況のまま大幅な変動がなく推移するならば、平成33年頃には現最終処分場の埋立地容量が限界に達すると推測され、また現焼却等処理施設は平成27年度をもって完了した延命化事業により、平成28年度から10年程度の施設寿命の延長が図られている状況にあります。

このことから、持続可能な社会の実現に向け、また本市の責務である一般廃棄物の適正処理を果たす上で、最終処分場及び焼却等処理施設の新規建設に取り組むことが喫緊の課題となっています。

● 環境保全の推進

持続可能な社会の実現に向けては、基礎自治体が法的責務を有する一般廃棄物処理だけでなく、環境基本計画に定めるように、自然環境・生活環境・地球環境等の保全に包括的に取り組んでいく必要があります。

特に、中池見湿地は、「袋状埋積谷」という特異な地形、約40メートルを越える泥炭層、そして多様な動植物の生息等が評価され、平成24年7月3日にラムサール条約湿地として登録されました。このことは、中池見湿地が、これまで市民が守り、継承してきたものであることから、敦賀市民の自然環境との共生が評価された結果であると言えます。

この保全活用に向けて、認知度の低さや人材・資金の確保等の課題がある中で、保全・再生、賢明な利用、交流・学習というラムサール条約の3つの精神に基づき、人々の自然を愛する交流の場及び次世代のための学習の場として活用することを将来像とする「敦賀市中池見湿地保全活用計画」を平成27年3月に策定しました。

今後は、この計画に基づき、中池見湿地の保全活用に取り組むだけでなく、この取組を通じて、自然環境保全に向けた市民の意識醸成を育んでいくことが求められています。

また、持続可能な社会の実現に向けて、この他に公害防止をはじめとする生活環境の保全や、低炭素社会の形成を目指す地球環境の保全に引き続き取り組むことで、循環型社会の形成、自然環境の保全とあわせて、総合的な環境政策を推進していく必要があります。

◆ 図表4-1 本市のごみ排出量の推移

(単位：t)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
分別ごみの種類	もやせるごみ	21,284	21,350	21,525	20,623	19,956	19,317	19,924	19,716	19,272	19,200
	資源ごみ	2,423	2,400	2,265	2,126	1,905	1,983	1,921	1,872	1,831	1,617
	ペットボトル	180	216	233	243	256	270	247	229	215	227
	粗大ごみ	3,443	3,442	2,622	2,698	2,614	2,724	2,384	2,508	2,468	2,193
	小型複合ごみ	170	130	120	81	80	133	134	129	125	116
	埋め立てごみ	415	341	225	210	168	141	138	132	121	111
	水銀含有ごみ	43	43	45	39	39	44	40	39	33	29
	軒下側溝汚泥	280	274	251	230	325	396	192	219	187	242
	魚腸骨	1,111	1,618	341	296	270	291	281	284	287	280
	古紙(ステーション収集)	541	532	516	478	799	783	794	774	719	661
収集量合計	29,890	30,346	28,143	27,024	26,412	26,082	26,055	25,902	25,258	24,676	
処理方法	焼却量	27,778	28,590	28,325	26,844	25,147	26,720	26,946	26,687	36,355	25,306
	資源ごみ選別処理量	2,423	2,400	2,265	2,126	1,905	1,983	1,921	1,872	1,831	1,617
	粗大ごみ等処理量	3,747	3,704	2,894	2,935	2,846	3,006	2,660	2,777	2,727	2,440
	ペットボトル処理量	180	216	233	243	256	270	247	229	215	227
	資源回収量	2,411	2,409	2,185	2,202	2,441	2,504	2,380	2,297	2,215	2,046
	埋立量	4,427	4,620	4,351	4,342	6,049	3,836	3,896	3,693	7,547	3,744
	魚腸骨	1,111	1,618	341	296	270	291	281	284	287	280
	古紙(ステーション収集)	541	532	516	478	799	783	794	774	719	661
処理量合計	42,618	44,089	41,110	39,466	39,713	39,393	39,125	38,613	51,896	36,321	

※清掃センター

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

基本的な方向性

戦後の高度経済成長を背景に形成された、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする経済社会活動等の中で、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっていることから、この実現に向けた環境政策の総合的な推進について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 循環型社会の形成

持続可能な社会の実現に向けて、ごみ減量の推進やリサイクルの徹底をはじめとする循環型社会を形成していく必要がありますが、本市においては最終処分場や焼却等処理施設の新規建設時期を迎えつつあります。

このことから、一般廃棄物の安定的な処理を将来にわたり実施するため、新しい最終処分場を整備するとともに、新しい焼却等処理施設の整備計画等の策定を進めます。

(2) 自然環境保全の推進

これまで市民が守り、継承してきた中池見湿地が、平成24年7月3日にラムサール条約湿地に登録されました。中池見湿地はこれまでの本市の自然環境との共生を象徴するものであるとともに、今回のラムサール条約湿地への登録は、これまでの市民の取組が評価されたものであると言えます。

このことから、「敦賀市中池見湿地保全活用計画」に基づき、中池見湿地の保全及び活用を推進するとともに、この取組を通じて、市民の自然環境保全への意識醸成を図っていきます。

◆ 図表4-2 ラムサール条約湿地「中池見湿地」の特徴及び登録理由

区 分	内 容
登録年月日	平成24年7月3日
湿地のタイプ	低層湿原、水田
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・規模：87ヘクタール ・地形：袋状埋積谷
国際登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の生物地理区の代表的、希少なタイプの湿地 ・絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 ・各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地

(3) 生活環境保全の推進

本市は、狭小な平野部に居住地域、商業地域、工業地域が集中するといった特性があることから、多様な用途をもった施設が混在しやすく、生活環境の保全に特に注意を払う必要があります。

このことから、市民が健康に暮らしていくために、環境汚染に関する監視等を継続し、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質等に脅かされず、安心できる環境の保全を推進していきます。

(4) 低炭素社会の形成

地球環境の保全はその規模の大きさから、市だけでなく、市民、事業者等が連携・協働する中で進めていく必要があります。

このことから、第2次敦賀市環境基本計画に基づき、各主体が身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取組を実践することで、低炭素社会の形成に努めます。



清掃センター



赤崎最終処分場



中池見

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料



第3章

安心安全な まちづくり

- 第1節 消防・防災体制の強化
- 第2節 原子力安全対策・防災対策の強化
- 第3節 生活者の安全の確保

第1節

消防・防災体制の強化

現況と課題

● 人口減少時代における持続可能な消防・救急体制

本市では、本市、美浜町及び若狭町で消防事務を共同処理する消防一部事務組合である敦賀美方消防組合を設立し、市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するとともに、水害や地震等の災害による被害の軽減に向けて、消防施設等の整備をはじめとする消防力の充実に努めてきました。

また、これまでわが国の消防力は、阪神・淡路大震災を契機とし、大規模自然災害等に対する消防機関（消防本部・消防署・消防団）の連携体制づくりをはじめとした強化が図られてきました。

しかし、今後、長期的に人口減少が加速し、人口構成も高齢人口が増大する中で、特に、消防団にける要因動員力の縮小が見込まれます。また、人口構成の変化から救急業務の増大が予測される中、これまでのように消防施設等の充実にあわせて、消防・救急体制の持続可能性を維持し、市民の安心安全を確保していくことが求められています。

● 大規模災害を契機とした防災体制

これまで、本市は、大規模な自然災害に見舞われることなく、都市化を進めてきましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災といった大規模災害の発生を教訓とし、敦賀市地域防災計画を再検証し、庁内における体制の強化に努めるなど、防災体制の強化に取り組んできたところです。

また、いわゆるゲリラ豪雨の発生や局地的な地震災害が発生する中、河川改良をはじめとする災害要因の除去を目的とする抜本的な防災対策事業に取り組むだけでなく、公共施設等の耐震補強や資機材の整備等の災害が発生した場合における被害の軽減につながる減災対策に取り組むことで、今後も災害に強いまちづくりを実現することが求められています。

特に、東日本大震災においては、公的機関にも甚大な被害をもたらし、被災者や要配慮者等への支援を公的機関のみで担うことの限界が明らかになるとともに、被災者自身の冷静な行動やボランティア等の多くの方々の支援から、地域の支え合いや地域の絆の必要性が強く認識されたと言えます。

このことから、今後、防災体制を充実していくためには、公的な取組だけでなく、市民一人ひとりの災害への意識を高めるとともに、自主防災組織をはじめとする地域住民による助け合いの体制づくりを支援していくことが求められています。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

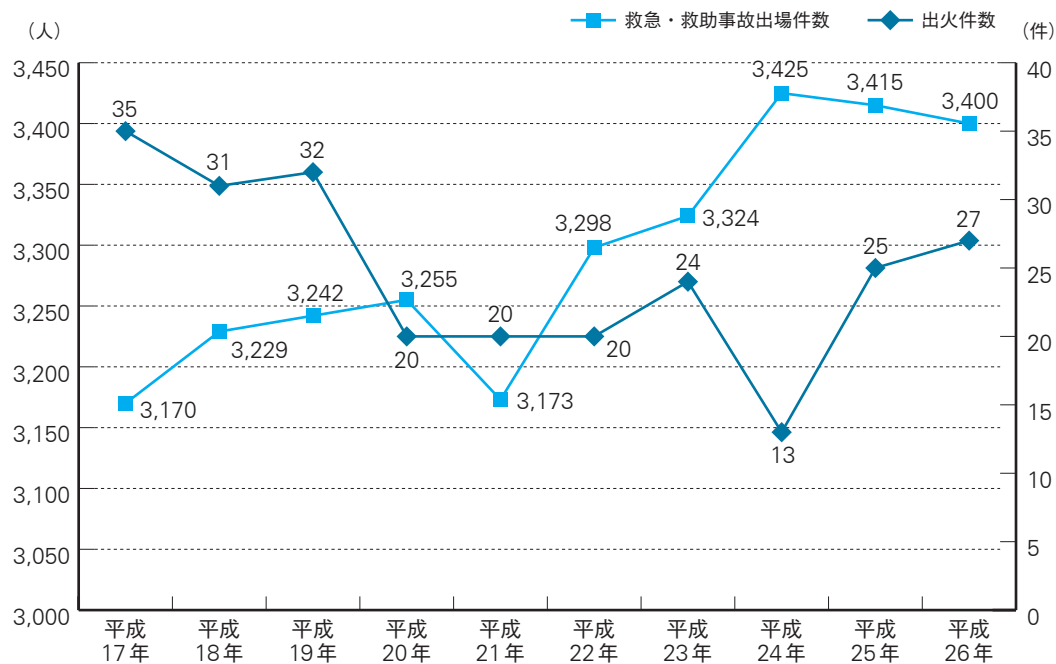
V

基本構想

VI

資料

◆ 図表 1-1 火災発生及び救急・救助事故の発生状況



※出典：消防年報

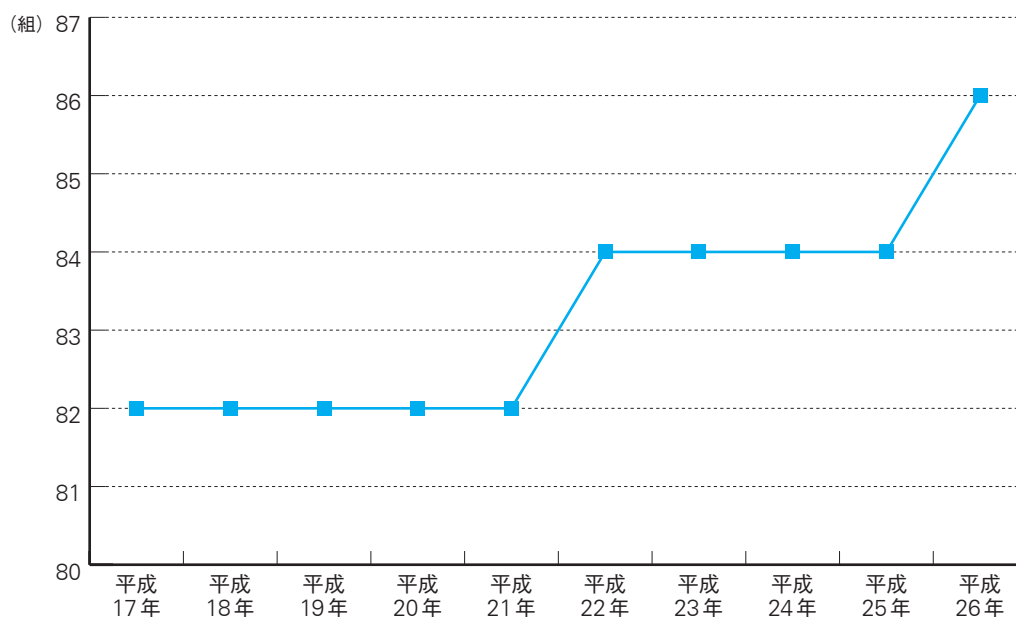
◆ 図表 1-2 消防団の団員数の推移

(単位：名)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
敦賀消防団	270	270	270	270	270	270	280	280	280	280	280
美浜消防団	225	225	225	225	225	225	233	233	233	233	233
三方消防団	225	225	225	225	225	225	233	233	233	233	233
合 計	720	720	720	720	720	720	746	746	746	746	746

※敦賀美方消防組合

◆ 図表 1-3 自主防災組織数の推移



※危機管理対策課

基本的な方向性

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓に、これまで消防・防災体制の充実強化に努めてきました。

今後、長期的に人口減少を迎える中で、要員動員力の確保や自主防災組織をはじめとする地域住民による助け合いの体制の構築、そして市民一人ひとりの意識醸成といった「自助」と「共助」の側面が一層重要になることから、消防・防災体制の強化について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 総合的な消防力の充実

市民の生命、身体及び財産を守るために、東日本大震災をはじめとする大規模災害や火災等に的確に対応するとともに、人口減少が加速する中で、要員動員力の確保に向け、消防車両等の計画的な更新や消防団員の組織力の維持に努めます。

(2) 増加する救急業務への対応

急速な高齢化の中で、急増する救急業務等に的確に対応するため、高度な応急処置を可能とする装備の充実を図るとともに、一部では軽症と思われる方の利用がある中で、救急車の適正利用に関する啓発活動を推進します。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

東日本大震災を契機とし、本市の防災体制を再検証する中で見直した、「敦賀市地域防災計画」に基づき、本市の防災体制の強化を推進します。

また、河川改良等の抜本的な防災対策事業とともに、上水道の耐震性に優れた布設替等の強靱なライフラインの構築や市庁舎をはじめとする公共施設等の建替や耐震化等の減災対策に取り組むことで、災害に強いまちづくりを推進します。

(4) 災害に強い人・地域づくりの推進

東日本大震災では、被災者や要配慮者等への支援において公的機関の限界が明らかになる中で、被災者自身の自主的な行動や地域の支え合いの必要性が強く認識されました。

このことから、市民自ら適切に災害に備えることができるように支援し、また地域住民による自主防災組織の活動を支援するとともに、医療機関をはじめとする民間事業者や団体等との連携を強化することによって、災害に強い人・地域づくりを推進します。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

第2節

原子力安全対策・防災対策の強化

現況と課題

● 原子力行政の現状

原子力発電所の安全確保は、法的権限を有する国の一元的責務ですが、本市はこれまで市民の安全を守ることを最優先に、県とともに原子力事業者と安全協定を締結し、原子力発電所に対する安全監視を行ってきました。

このような相互の緊張関係を保つ中で、本市は、およそ半世紀にわたって、市民の安心と安全の確保を大前提として、原子力発電との共存共栄の中で信頼関係を築き、長年にわたって国の原子力政策に協力してきました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生は、わが国の原子力行政だけでなく、これまで築いていきた立地自治体と原子力事業者との間の信頼関係をも揺るがすものでした。

また、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、原子力発電は、重要なベースロード電源と位置付けられたものの、平成27年7月に示された「長期エネルギー需給見通し」において、平成42年度の電源構成は、東日本大震災以前に約3割を占めていた原子力発電依存度を、リプレースの取扱いも不明確なまま20～22%程度としています。このような中、本市においては、平成27年4月27日にわが国初の商業用軽水炉である敦賀発電所1号機が運転終了となり、本格的な廃炉時代を迎える状況にあります。

● 原子力安全対策

「長期エネルギー需給見通し」において、安全性の確保を全てに優先し、原子力規制委員会にて世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めるとあります。

本市においては、敦賀発電所1号機の運転終了後も、敦賀発電所2号機及び高速増殖原型炉もんじゅの取扱いといった大きな課題がある中で、市民の安心と安全を確保するため、平時から原子力事業者に対してこれまで以上に安全対策の充実強化を求めるとともに、一層の安全監視を実施していく必要があります。

● 原子力防災対策

平成23年3月11日の東日本大震災は、わが国初の原子力発電所の過酷事故を伴ったことから、これまで原子力発電と共存共栄の道を歩んできた立地自治体に大きな衝撃を与えるものでした。

本市においては、この福島第一原子力発電所事故での様々な知見を活かし、数度にわたって「敦賀市原子力防災計画」を改定するとともに、福井県原子力防災総合訓練等を通じて、市民の生命、身体及び財産を守る上で、国・県・原子力事業者との連携の中で、より実効性の高い原子力防災体制の構築を検討してきました。

今後においても、本市は立地自治体として、この福島第一原子力発電所事故を過去のものとする事なく、緊張感を維持する中で、これまでに築き上げてきた高い水準の原子力防災体制を維持していくことで、市民の安心と安全を確保していくことが求められています。

◆ 図表2-1 本市に立地する原子力発電所の状況

原子力発電所等		炉型	
運転終了	日本原子力発電(株)	敦賀発電所1号機	沸騰水型軽水炉
運転中		敦賀発電所2号機	加圧水型軽水炉
建設中	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	高速増殖炉
建設準備中	日本原子力発電(株)	敦賀発電所3、4号機	改良型加圧水型軽水炉
廃止措置中	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	新型転換炉

◆ 図表2-2 近年の原子力防災総合訓練の実施状況

時期	主会場等
平成17年11月27日	関西電力株式会社美浜発電所
平成19年11月28日	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
平成21年11月22日	関西電力株式会社美浜発電所
平成24年3月18日	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
平成25年6月16日	関西電力株式会社美浜発電所

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

基本的な方向性

平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の原子力災害を過去のものとするのではなく、得られる知見等を活かし、原子力発電との共存共栄の前提となる市民の安心と安全を確保するために、原子力安全対策と原子力防災対策について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 原子力安全対策の強化

福島第一原子力発電所事故以降、未だ市民と国や原子力事業者との間の信頼関係が揺らいでいることから、原子力発電所との共存共栄の前提となる市民の安全安心の確保に向け、原子力発電所の監視強化とともに、原子力に関する適切な情報の提供や知識の普及等を推進します。

(2) 原子力防災対策の強化

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故は、本市を含む立地地域において、万が一の際における原子力防災体制の重要性を再認識させるものでした。これを受け、これまで「敦賀市原子力防災計画」の見直しをはじめ、福井県原子力防災総合訓練等を通じて水準の高い原子力防災体制の確立に向け、取り組んできたところです。

今後においても、原子力災害対策指針の改定等を計画に反映するとともに、緊張感を維持する中で、高い水準の原子力防災体制を維持していきます。

第3節

生活者の安全の確保

現況と課題

● 生活者の安全

市民が安心して生活を送るためには、日常の生活における安全が確保される必要があります。

人口減少の加速による人口構成の変化、国際化や情報化、そして規制緩和等によって様々な商品やサービスの登場による社会経済環境の変化の中で、市民の生活を取り巻く環境も大きく変化しています。

このことから、変化する社会経済環境に的確に対応し、市民の生活者としての安全を確保することが求められています。

● 交通安全

戦後の高度経済成長を背景とする、著しいモータリゼーションの進展は、市民の生活者としての利便性を向上させる一方、交通事故の発生といった最も身近な脅威を増加させることとなりました。

人口減少が加速する中で、交通事故発生件数自体は減少傾向にありますが、急速な高齢化を背景として、高齢者の死傷者数の割合は増加傾向にあるとともに、今後このすう勢が継続するものと考えます。

このことから、特に高齢者による交通事故に対応するとともに、近年、交通事故発生件数の減少に反し、自転車による交通事故発生割合が高い水準にあることを踏まえ、若年層や高齢者層等に対して、交通ルールの啓発等を推進していくことが求められています。

● 防犯対策

わが国の犯罪件数は、平成14年をピークに減少に転じているものの、検挙人員に占める再犯者の割合が上昇しているとともに、高齢者の検挙人員に占める割合は著しい増加傾向にあります。

また、犯罪被害者の側面から見ると女性や子どもを狙った犯罪は依然として高い水準にあるため、体感治安の向上に向けて、地域ぐるみで犯罪を防止する取組が求められています。

さらに、主に高齢者が被害者となる振り込め詐欺の被害は顕著な増加傾向にあるため、高齢者に対する防犯意識の啓発等に取り組んでいく必要があります。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

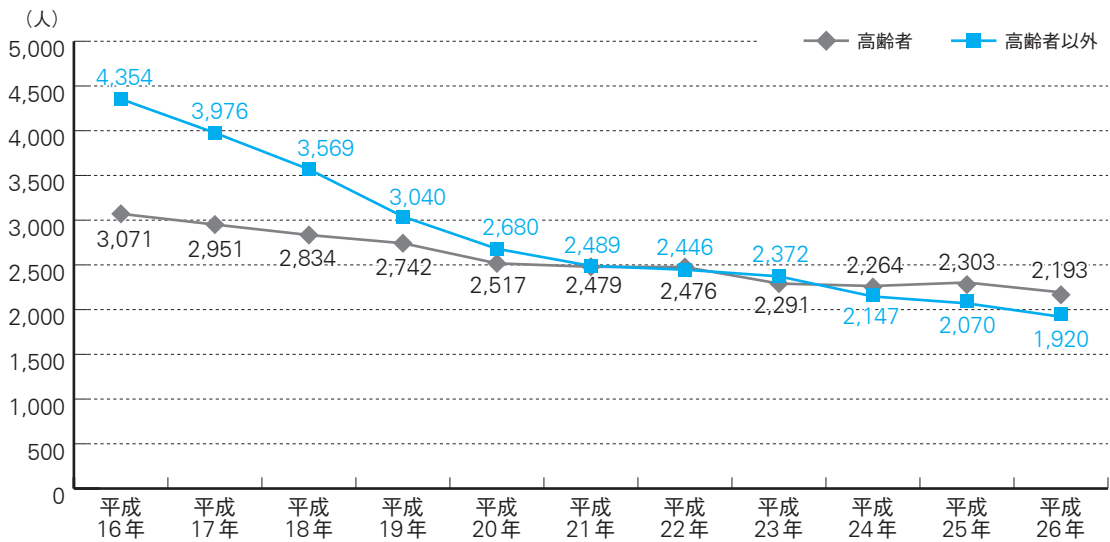
● 消費者被害対策

国際化や情報化、そして規制緩和の進展により、様々な商品やサービス、また新規参入企業が登場する中、市民の消費活動も複雑多様化しています。

わが国全体の消費者相談件数は平成24年度を境に再び増加傾向に転じているとともに、特に近年の高度情報化を背景とし、インターネットを媒介とする通信販売を含む情報通信関連の相談件数は突出している傾向にあります。

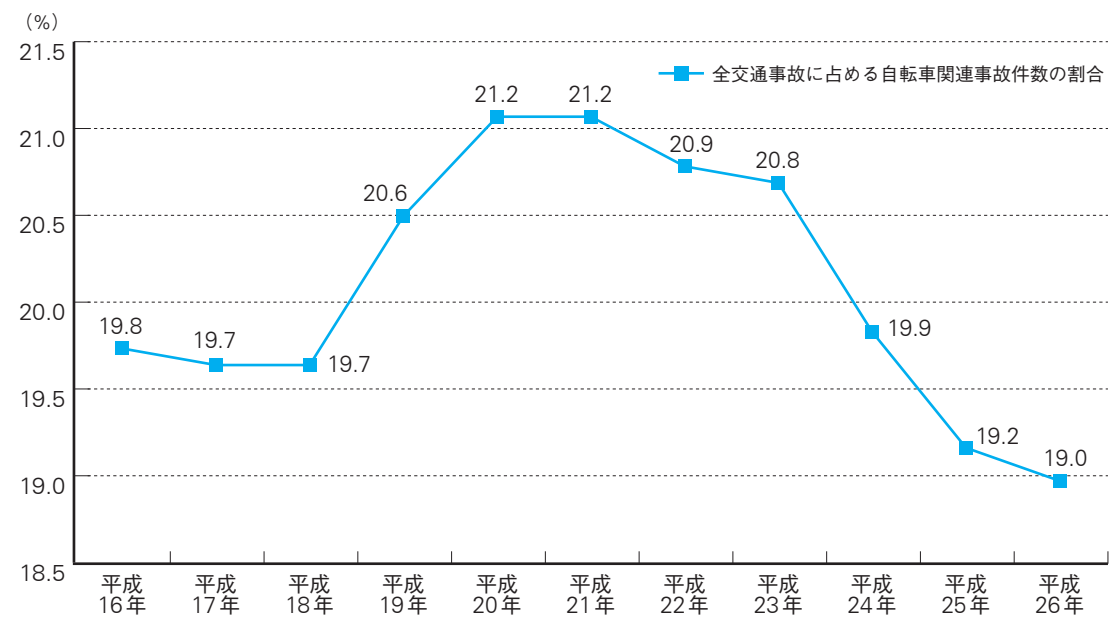
このことから、平成21年7月に設置した敦賀市消費生活センターを中心として、情報通信関連を主とする複雑多様化する市民の消費活動における相談等に的確に対応していくことが求められています。

◆ 図表3-1 道路交通事故における高齢者及び高齢者以外の死傷者数の推移



※出典：警察庁「交通事故発生状況」

◆ 図表3-2 全交通事故に占める自転車関連事故件数の割合



※出典：警察庁「交通事故発生状況」

基本的な方向性

市民が安心して生活を送るために、日常の生活における安全の確保を図る上で、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 交通安全対策の推進

市民生活における最も身近な脅威となる交通事故に的確に対応する上で、特に、急速な高齢化を背景とした高齢者による交通事故や自転車関連事故への対応に取り組む必要があります。

このことから、警察や学校等と相互に連携した交通安全教室の開催等により、若年層や高齢者層への交通ルールの啓発とともに、運転免許自主返納に取り組むことで、交通安全対策を推進していきます。

(2) 防犯及び犯罪被害者対策の推進

市民が安心して日常生活を送ることができるよう、体感治安の向上とともに、特に弱い立場にある子ども達への犯罪防止に向け、地域ぐるみの取組が必要となります。

このことから、「見守り隊」をはじめとした地域、関係機関等が一体となった地域防犯対策や市民一人ひとりの防犯意識の向上を推進するとともに、犯罪被害者等への支援に取り組めます。

(3) 消費者行政の推進

国際化や情報化、規制緩和の進展を背景とし、市民の消費生活の行動様式は複雑多様化し、近年、インターネット通信販売をはじめとした情報通信関連に関する消費相談件数は増加傾向にあります。

このことから、高度情報化を背景に増加傾向にある消費相談に対して、敦賀市消費生活センターが中心となつて的確に対応するとともに、消費者団体等との連携のもと、啓発活動等に取り組んでいきます。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料



第4章

活力にあふれる まちづくり

- 第1節 特色と強みを活かした産業の振興
- 第2節 観光の振興
- 第3節 農林水産業の振興
- 第4節 働きやすい環境の整備促進

第1節

特色と強みを活かした産業の振興

現況と課題

● 地域経済の状況

本市では、およそ半世紀にわたって、原子力発電とともに共存共栄の道を歩む中で、原子力発電は、本市の地域経済における最大の域外需要産業として機能し、また基幹産業の一つとなっています。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の発生以来、現在まで本市に所在する原子力発電所が長期運転停止となり、地域経済に大きな影響を与えています。

この影響について、平成26年3月に、本市の要請に基づき、資源エネルギー庁において、敦賀・美浜地域をモデルケースとした原子力発電所の長期運転停止に伴う地域経済への影響に関する報告書が取りまとめられました。この報告書によれば、事故後における定期検査作業員の流入減少等に伴い、現下に約5.8億円の影響が生じているとともに、この状況が継続すれば、将来において約100.0億円の影響が生じることが予測されました。

また、平成26年に敦賀商工会議所にて行われた「原子力発電所関連業務の影響に関するアンケート調査（第6回）について」によれば、原子力関連事業所（構内企業、協力企業を含む）との間で取引や利用、販売関係があると回答した事業所は56.3%で、東日本大震災以前との比較で売上実績が減少したと回答した事業所は47.7%に上り、原子力関連事業所と取引等関係がある事業所の約半数の売上が減少している状況にあると言えます。

東日本大震災発生からアンケート調査時点まで3年以上が経過する中でも、地域経済に大きな影響が継続していることから、この影響を緩和し、地域経済の維持につなげていくことが求められています。

● 地域経済の活性化の視点

地域経済を活性化する上では、時間軸の視点が重要となります。これまで本市の地域経済及び産業構造は、およそ半世紀にわたる原子力発電所との共存共栄の中で構築されてきたことから、これを抜本的に変えることは一朝一夕にできるものではありません。

このことから、すぐにも改善する必要がある現下に生じている地域経済の影響に対しては、短期・中期的な視点において、現在の本市の産業構造を前提とする中で解決を目指します。また、短期・中期的な視点とあわせて、長期的な視点においては、原子力発電と並ぶ新しい産業の軸をつくり、産業構

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

造の複軸化を推進する取組を同時に進めていく必要があります。

特に、人口減少が顕在化し、国のエネルギー政策が未だ不透明である中、当面の間、原子力発電所の長期運転停止が継続し、地域経済の内需の縮小が不可避であることを前提として、危機感をもって活性化に取り組む必要があります。

● 地域経済の活性化の要素

地域経済の活性化においては、時間軸の視点と並んで何を要素とするかが極めて重要になります。また、この要素は、期間の長短によって焦点が異なってきますが、他の自治体等と比較した敦賀ならではの「特色」と「強み」を活かすことに力点をおく必要があります。

この観点から、短期・長期的な視点においては、内需の縮小が不可避な中、可能な限り早期に地域経済への影響を緩和する必要があり、かつ現行の小売・宿泊・飲食業の影響が大きい本市の産業構造の「特色」を前提とする必要があることから、敦賀ならではの地域資源を活かした観光等を主要素とし、交流人口の増大による域外からの消費需要を喚起していくことが求められます。

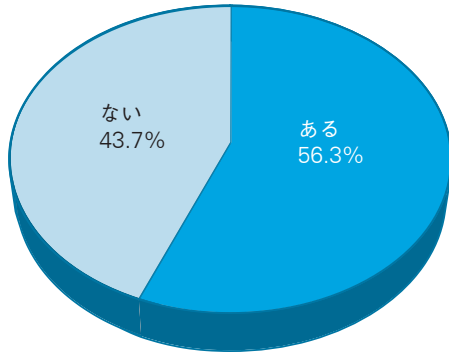
次に、長期的な視点においては、将来における産業構造の複軸化や転換も見すえ、本市の最大の地域資源である敦賀港、エネルギー供給都市としての特性、そしてこれに伴う関連技術の集積等を地域経済の活性化の要素として活かしていく必要があります。これらの要素は、他の自治体等との比較における優位性であるとともに、長期的な視点の中で地域経済の活性化において活かすべき、本市の「特色」であり、「強み」であると言えます。

◆ 図表1-1 原子力発電所の長期運転停止に伴う地域経済への影響（敦賀・美浜地域）

区 分	要 因	影 響 額
現下に生じている影響	定期検査作業員の流入減少等	約△5.8億円/年
将来生じる可能性がある影響	運転停止継続に伴う事業所支出額の減少	約△95億円/年
合 計		約△100億円/年

※出典：平成25年度原子力発電施設広聴・広報等事業調査報告書より作成

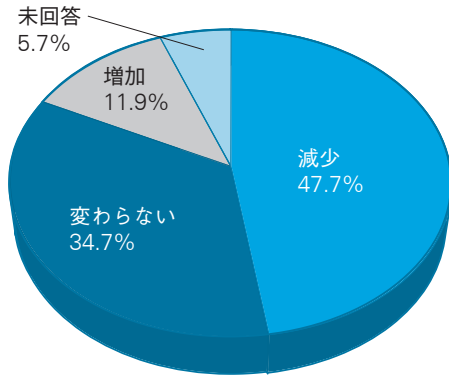
◆ 図表1-2 原子力関連事業所との取引、利用、販売の有無



区 分	ある	ない	合計
建設業	76	33	109
製造業	16	32	48
卸・小売業	40	43	83
運輸業	6	10	16
飲食・宿泊業	20	6	26
その他サービス業	35	26	61
不 明	0	0	0
合 計	193	150	343

※出典：敦賀商工会議所「原子力発電所関連業務の影響に関するアンケート調査（第6回）について（まとめ）」

◆ 図表1-3 平成25年度の売上実績（東日本大震災以前との比較）



区分	減少	変わらない	増加	未回答	合計
建設業	36	25	11	4	76
製造業	7	6	3	0	16
卸・小売業	20	10	6	4	40
運輸業	1	4	1	0	6
飲食・宿泊業	12	7	0	1	20
その他サービス業	16	15	2	2	35
不 明	0	0	0	0	0
合 計	92	67	23	11	193

※出典：敦賀商工会議所「原子力発電所関連業務の影響に関するアンケート調査（第6回）について（まとめ）」

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

基本的な方向性

原子力発電所の長期運転停止が継続し、地域経済の停滞が顕在化する中で、現下に生じている影響の緩和に向け、本市の産業構造の中で付加価値が高い建設業及び製造業並びに卸・小売業等、すなわち商工業の振興を図るとともに、将来における産業構造の複軸化や転換も見すえ、敦賀港やエネルギーといった本市の「特色」と「強み」を活かした産業の振興を図るために、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 商業の振興

本市は県内自治体と比べても、卸・小売業、宿泊・飲食業の事業所数、従業員数の構成割合が高く、商業が本市の主要産業であることから、雇用の維持と創出に向け、各金融機関や敦賀商工会議所等と連携した、経営や創業等支援を行うとともに、商業機能の集積による中心市街地の活性化を推進します。

(2) 工業の振興

地域経済と雇用を支えている市内中小企業に対して、各金融機関と連携した融資制度や敦賀商工会議所が実施する技術改善、経営指導・育成等に関する取組を通じて、きめ細かい支援を実施していきます。

また、地域経済や雇用の安定化、また人口減少対策の側面からの生産年齢人口の維持に向け、第2産業団地の整備や製造業をはじめとした市内への一層の企業誘致を推進するとともに、この取組を通じて長期的、かつ新たな産業構造の構築に向けた足掛かりを築きます。

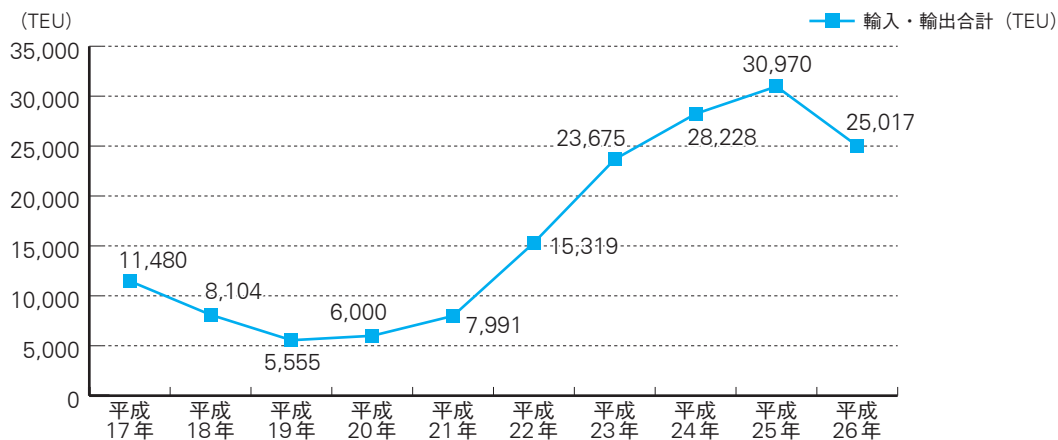
(3) 敦賀港の活性化

人口減少が加速し、地域経済の内需の縮小が不可避であることから、将来における産業構造の複軸化や転換を見すえる中で、本市の特色である敦賀港の活性化に取り組んでいく必要があります。

このことから、福井県や第三セクター等との連携を図りながら、敦賀港の戦略的なポートセールス活動や利用事業者への支援等に取り組むとともに、現時点で国直轄事業が未採択となっている敦賀港鞠山南地区2期工事について、先行着手している福井県と連携を図りながら、敦賀港の優位性等を強調し、事業採択を強く要望していきます。

さらに、大型客船の誘致や金ヶ崎周辺の一体的な整備によって、市民や観光客の方が港まち敦賀を体感することができる、賑わいと魅力を創出していきます。

◆ 図表1-4 敦賀港のコンテナ取扱量の推移



※出典：福井県「平成26年敦賀港統計年報」

(4) エネルギーを活かした産業の振興

本市はこれまで国のエネルギー政策に貢献し、特に原子力発電においては、本市の地域経済の基幹を形成する中で、原子力事業者を中心として地域経済に原子力関連技術の集積が行われてきました。

このことから、福井県の「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づき、アクアトムの活用や福井大学附属国際原子力工学研究所による原子力の人材育成や関連技術の産学官連携を促進することで、人材や関連技術の散逸を防止するとともに、新しい産業の創出や育成を推進していきます。

また、原子力以外のエネルギー、特にLNGについてはエネルギー供給網の強靱化及び地域経済の活性化の観点から、LNG供給基地の誘致やLNGインフラ整備について、福井県と足並みをそろえ推進していきます。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

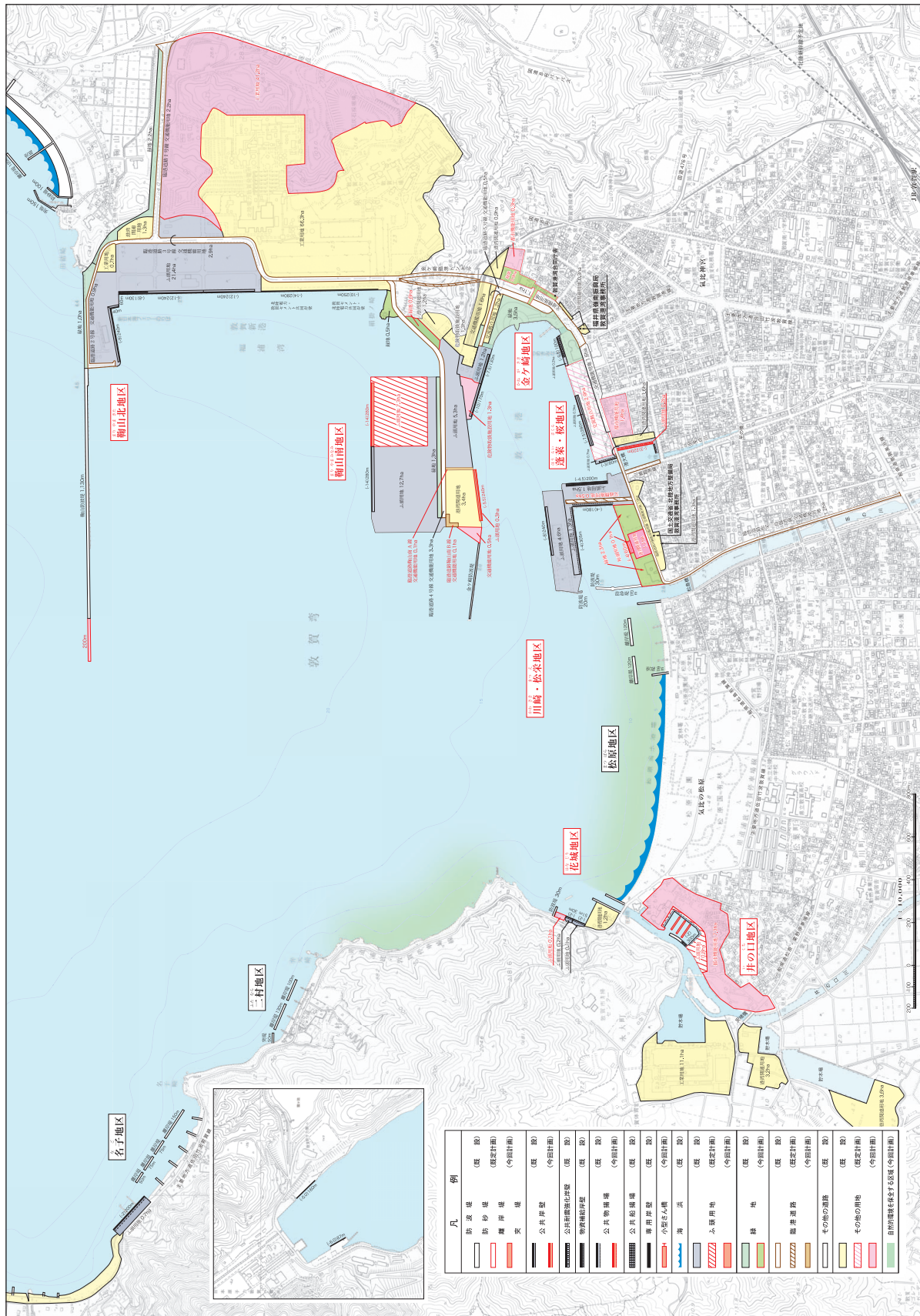
V

基本構想

VI

資料

◆ 図表1-5 敦賀港湾計画図



◆ 図表1-6 エネルギー研究開発拠点化計画推進方針（平成28年度）の概要

充実・強化分野

立地地域の経済・雇用情勢を踏まえ、県内企業の成長市場への参入や原子力関連技術の移転を促進し、新作業の創出を加速するとともに、廃止措置に対応するためのレーザー技術の開発や県内企業の廃炉ビジネスへの参入促進、エネルギーの多元化に向けたLNG関連インフラの整備方法や水素利用の検討、植物工場や大規模園芸施設の普及により、嶺南地域の産業を振興します。

嶺南地域における新産業の創出**(1) 新産業創出支援**

- ・新産業創出拠点の整備
- ・ふくいオープンイノベーション推進機構による連携

(2) 廃炉への対応

- ・廃止措置の安全かつ着実な実施
- ・廃炉業務への県内企業の参入促進
- ・廃止措置を支える高度レーザー技術開発・人材育成

(3) エネルギーの多元化への対応

- ・LNG関連インフラの整備
- ・水素エネルギー利用の検討
- ・「1市町1エネおこし」プロジェクトの推進
- ・波力発電技術やバイオ燃料製造技術の調査・研究

(4) 植物工場・大規模園芸施設の普及

- ・品種改良・植物向上技術の高度化
- ・エコ園芸振興拠点化プロジェクトの推進

強固な安全対策の具体化**(1) 原子力の安全を支える人材・技術の維持・発展**

- ・IAEAとの連携強化による人材育成の充実
- ・国内の原子力安全の人材育成、技術・技能の継承
- ・原子力人材育成機能の充実

(2) 原子力緊急事態対応の体制整備・技術開発の推進

- ・原子力緊急事態支援機関の整備・運用
- ・原発作業に対応するパワーアシストスーツの実証
- ・災害対応ロボットの技術開発の推進
- ・原子力災害現場における緊急時対応資機材の開発

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

第2節

観光の振興

現況と課題

● 新しい局面

これまで本市は、一人でも多くの人に本市の魅力を体感してもらい、第三次産業が極めて大きい本市の地域経済の活性化のために、観光に主眼を置いた地域資源の開発をはじめとする観光の振興に取り組んできましたが、現在、本市は2つの新しい局面を迎えています。

まず、一つ目は、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を契機とした原子力発電所の長期運転停止に伴う地域経済の停滞です。本市の産業構造は、県内自治体の中でも第三次産業の構成割合が極めて大きく、卸・小売業、宿泊・飲食業が本市の主要産業を構成しています。原子力発電所の長期運転停止は、定期検査作業員の流入減少を招き、これらの本市の主要産業に大きな影響を与えています。

このような中、観光の振興は、これらの本市の主要産業において、交流人口の拡大を通じた外需獲得の重要な要素となることから、原子力発電所の長期運転停止に伴う地域経済の停滞を払しょくする上で、短期・中期的な視点における地域経済の活性化の生命線となると考えられます。

次に、二つ目は、平成34年度末に予定されている北陸新幹線敦賀開業です。北陸新幹線の延伸は本市の長年の悲願であるとともに、その開業効果は、高速旅客鉄道であるという特性から、観光において生じるものと言えます。しかし、先行事例を見ると、開業効果は継続しにくいといった傾向がある中で、開業まで、また開業時に、一人でも多くの観光客を獲得しつつ、多くのリピーター層の獲得に努めていく必要があります。

このことから、本市の産業構造を維持する上でも、原子力発電所の長期運転停止に伴う地域経済の停滞を払しょくし、北陸新幹線敦賀開業効果の取り込みとその効果の継続といった新しい局面を発展の契機として捉え、積極的な観光戦略を展開していく必要があります。

● 敦賀のイメージ戦略

これまで本市では、観光振興において、観光資源開発を主眼とし、この広報宣伝活動に取り組んできたところですが、広報宣伝活動において最も重要となる敦賀を端的、明確に表現し、かつ訴えることができるブランドイメージの構築が立ち遅れている状況にあります。

しかし、「知らなければ来ない」という観光政策の特性から、イメージ戦

略が極めて重要となります。特に、北陸新幹線敦賀開業は、観光圏域が拡大し、誘客の好機となる一方、旅行時間の短縮から観光客が多様な観光地を選択可能となるため、沿線自治体間等との競争が激化することとなります。

このことから、平成25年3月に策定した「敦賀市観光振興計画」の基本理念に本市の象徴として位置づける「港と鉄道」をはじめ、観光客に敦賀の魅力を訴えることができる、訴求力の高いブランドイメージを構築し、これを軸とした観光戦略を展開していく必要があります。

また、同計画の基本方針に位置づけられた「ホスピタリティの充実」に向け、官民一体となって、国内外からの観光客等に対するおもてなし意識の醸成を進めることが喫緊の課題となっています。

● イメージ戦略に即した観光資源開発

北陸新幹線敦賀開業に向けて、イメージ戦略とあわせて、来ていただいた観光客を裏切らない観光資源開発を進めていく必要があります。本市にはこれまでの長い歴史の中で培われた、観光資源となり得る様々な地域資源があります。

今後、この観光資源の開発は、平成34年度末に迫る北陸新幹線敦賀開業に向けた受け皿づくりとして進めていく必要がありますが、北陸新幹線の利用者の動線が新幹線駅を起点としてはじまるため、中心市街地が観光資源開発の主要ゾーンに位置づけられると考えられます。

このことから、今後の観光資源開発においては、今後展開するイメージ戦略に即した開発を行うとともに、開発の主要ゾーンとなる中心市街地全体を、それぞれ背景と趣が異なる楽しみを味わうことができるよう、各エリアの地域資源の磨き上げと掘り起こしを行っていく必要があります。

● 二次交通と回遊性

新幹線利用者の観光誘客を目的とする中で、観光資源開発と並んで重要となるのは、観光における二次交通の確保です。

そのため、各地域資源を活かし、イメージ戦略に即した観光資源の開発を進めると同時に、これらの観光資源を回遊することができる二次交通を確保することによって、中心市街地全体の面的な回遊効果を発揮することが求められています。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

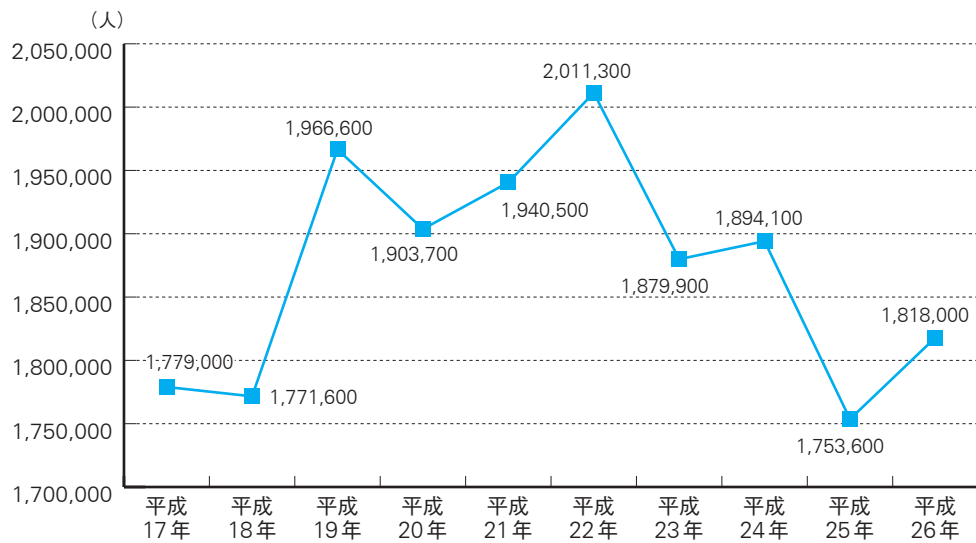
V

基本構想

VI

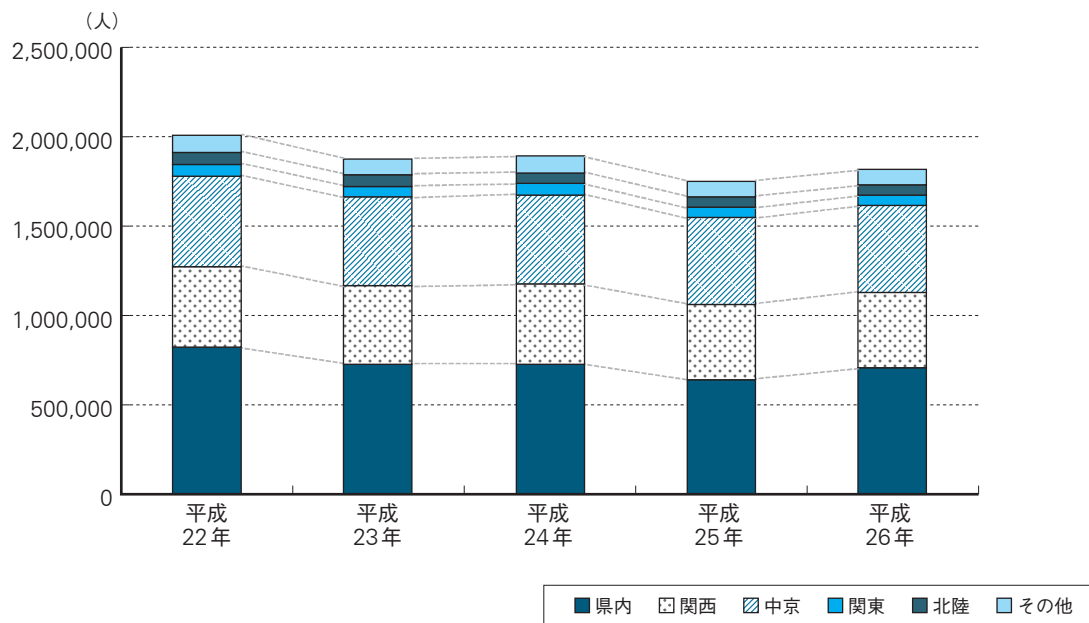
資料

◆ 図表2-1 本市の観光入込客数（総数）



※出典：観光客入込統計調査

◆ 図表2-2 本市の観光入込客数（居住地別）



※出典：観光客入込統計調査

基本的な方向性

原子力発電所の長期運転停止による卸・小売業や宿泊・飲食業といった本市の主要産業を中心とした地域経済の停滞の顕在化や、平成34年度末に予定されている北陸新幹線敦賀開業といった、本市の観光政策にとって、新しい局面を迎える中で、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 敦賀のイメージ戦略の推進

北陸新幹線敦賀開業により観光圏域が拡大することで、観光客の選択可能性が拡大する中、まずは、敦賀を知っていただくことが非常に重要となります。

このことから、今まで立ち遅れていた敦賀のブランドイメージ構築について、マーケットインの考え方を重視し、氣比神宮や鉄道、そして人道の港等の敦賀ならではの地域資源やストーリーを訴えることができるイメージ戦略を推進することで、北陸新幹線敦賀開業に至るまでに、観光認知度の向上を目指します。

(2) イメージ戦略に即した観光資源の開発

北陸新幹線敦賀開業に向けて、新規顧客を獲得し、リピーターを確保するために、イメージ戦略に即した、敦賀ならではの地域資源を活かした観光資源開発に取り組んでいきます。

特に、新幹線利用者の動線が新幹線駅を起点とすることから、開発の主要ゾーンを中心市街地とし、この一体的な観光資源を開発していきます。

(3) 二次交通の充実

北陸新幹線敦賀開業に向けて展開する観光振興策が有用に機能するためには、新幹線利用者が市内の観光地にストレスなくアクセスすることが必要であることから、ぐるっと敦賀周遊バスを含め、コミュニティバスを再編することなどで、二次交通を充実していきます。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

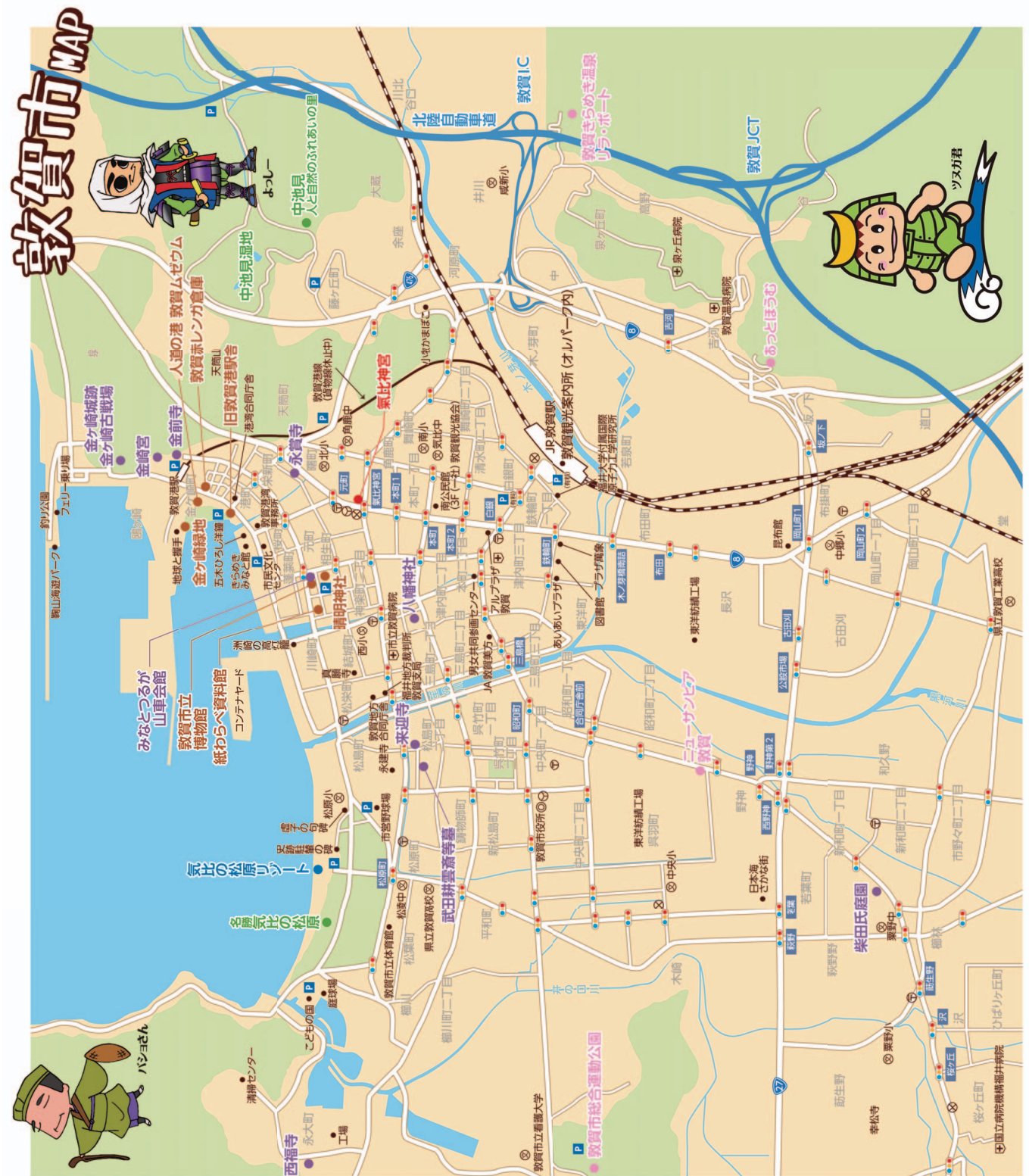
V

基本構想

VI

資料

◆ 図表2-3 敦賀市観光ガイドマップ



第3節

農林水産業の振興

現況と課題

● 共通する課題

農林水産業の共通する課題として、後継者不足と経営の安定化があげられます。

まず、人口減少が加速し、生産年齢人口が縮小する中で、後継者不足が一層深刻化することが懸念されます。また、この後継者不足は産業自体の縮小を招き、雇用の不安定化をはじめとした地域経済の停滞を招くだけでなく、農地、山林等が果たすことができる多面的な機能の発揮を阻害し、自然災害を誘発するなど、市民生活に影響を与える危険性があります。

次に、農林水産業が、雇用や経済安定化に資する産業として確立するためには、個々の農家や漁家等において経営の安定性が確保されている必要があります。これまで本市において、設備等整備への補助、農林道や漁港等のインフラ整備、資源涵養といった様々な経営安定化の支援を行ってきましたが、近年、第一次産業の枠組みに捉われず、生産・開発・販売までを実施する6次産業化といった取組が注目を集めています。

このように、生産といった枠組みに捉われない産業化等による生産物そのものの高付加価値化に取り組むことで、経営の安定性を確保することが求められています。

また、この2つの課題は相互に関連しており、経営の安定性を確保することができる産業としての高付加価値化が可能となれば、若年層をはじめとした担い手の確保が期待でき、後継者不足の問題も解消される可能性があることから、農林水産業の振興において、2つの課題に同時並行的に取り組んでいく必要があります。

● 本市の農業

本市の農業については、総農家数及び総農家人口は著しい減少傾向にあり、平成22年では平成7年と比べて、総農家数は7割、総農家人口は3割の水準にまで落ち込んでいます。また、この担い手不足の状況とあわせて、耕作放棄地面積が171haにまで増加していることから、産業として、その縮小が顕在化しています。

特に、耕作放棄地の増加は、産業としての衰退傾向を示すだけでなく、農地が持つ、景観の保全や洪水等の自然災害の防止といった多面的な機能が十分発揮されないことが懸念されています。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

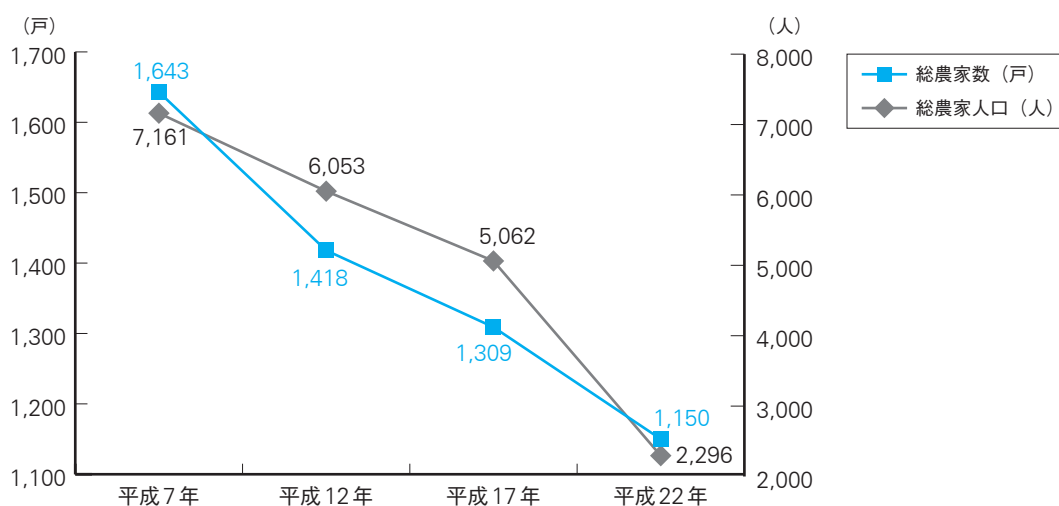
VI

資料

また、国においては、平成27年3月に農業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪とすることを基本的な視点とする、「新たな食料・農業・農村基本計画」が示されました。この計画において、人口減少の加速を背景とした地方創生の視点を加えて、担い手の育成・確保、経営所得安定化対策、そして多面的機能の発揮を含む農村の振興が講ずべき施策として掲げられています。

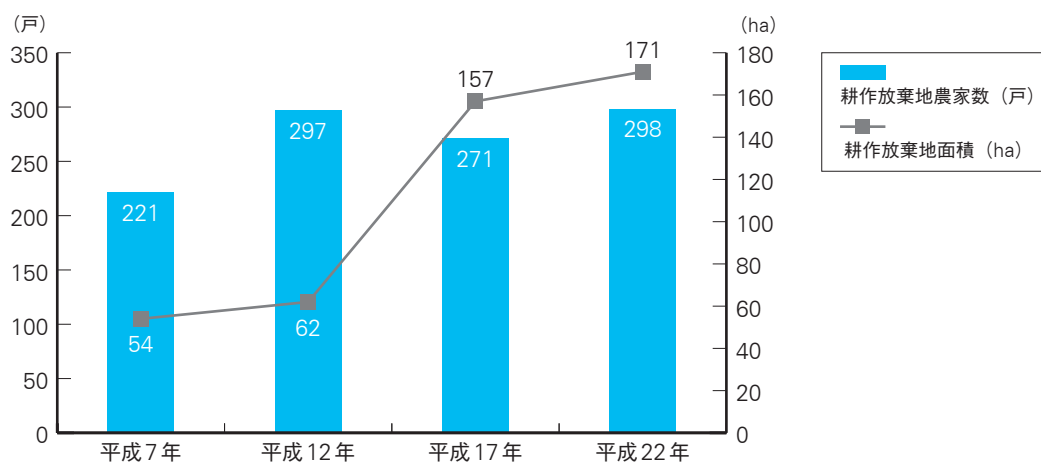
このことから、人口減少の加速と高齢化の進行を踏まえ、土地改良事業の推進、集落営農の組織化及び認定農業者への支援によって、後継者や担い手の確保や経営安定化に向けて支援するとともに、産業としての発展に向けた付加価値の向上等に資する6次産業化支援を実施することが求められています。

◆ 図表3-1 本市の総農家数の推移



※出典：農林業センサス

◆ 図表3-2 本市の耕作放棄地等の推移



※出典：農林業センサス

● 本市の林業

本市の森林面積は、19,956haで市の総面積の約8割が森林となっており、そのうち人工林は5,387haで全体の27.0%となっています。

その一方、本市の林家数（1ha以上）は、平成22年で634戸にまで減少し、第一次産業の他の産業と比べても、減少傾向が顕著となっており、人口減少が加速し、高齢化が進行する中、担い手の確保が最も重要な要素となっています。

また、担い手の不足だけでなく、木材需要自体も停滞期を迎えており、林業経営の採算性の悪化が、森林所有者の経営意欲を失わせ、担い手の高齢化とあいまって施業管理が行われていない森林が増加しています。

森林は林業生産活動の場であるだけでなく、水源涵養や土砂災害の防止等の公益的機能や地球温暖化防止、そしてレクリエーションの場として、多面的な機能を保有していることから、これらの機能を十分発揮することができるよう、林業従事者の確保や林道等の林業施設の整備等の生産性向上による経営の安定化に取り組む必要があります。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

◆ 図表3-3 本市の林業の状況

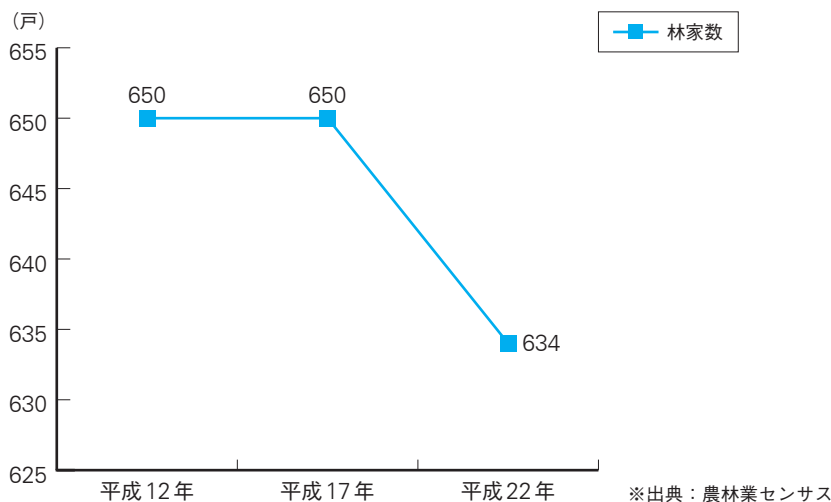
(単位：ha、%)

保有形態	総面積		立木地			その他	人工林率
	面積	比率	計	人工林	天然林		
総数	19,956	100.0	19,495	5,387	14,108	460	27.0
国有林	4,820	24.2	4,715	1,771	2,944	104	36.8
公有林	都道府県有林	528	2.6	528	528	0	100.0
	市町村有林	1,322	6.6	1,310	933	377	70.5
	財産区有林	—	—	—	—	—	—
私有林	13,286	66.6	12,942	2,155	10,787	343	16.2

※四捨五入の関係上、積算が総数と一致しない場合がある

※出典：平成25年度福井県林業統計書

◆ 図表3-4 本市の総林家数の推移



● 本市の水産業

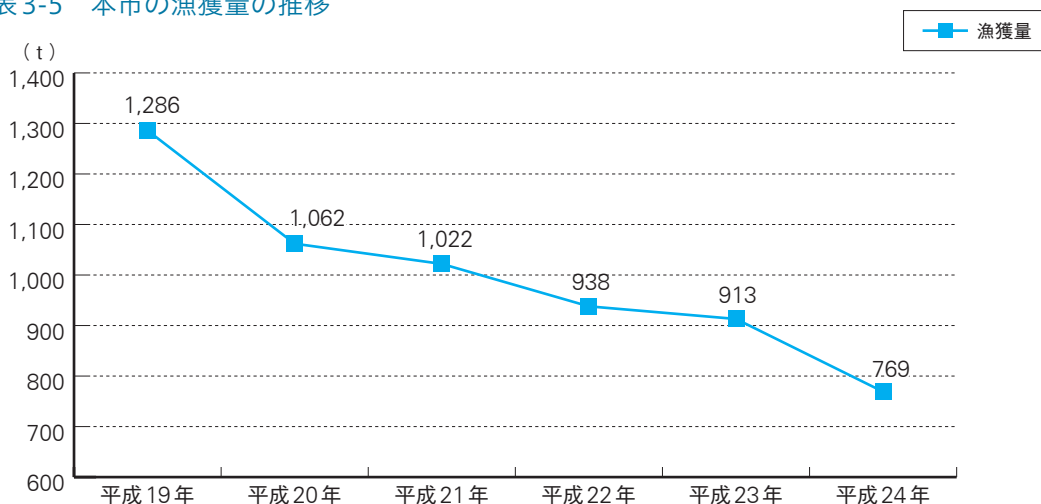
本市の水産業については、近年、漁獲量が減少傾向にあります。

わが国全体においても、漁業生産量が減少傾向にある一方で、中国やインド、インドネシア等のいわゆるアジアの新興国において、著しく漁業生産量が拡大する中、漁業資源の持続的可能性を確保するために、漁業資源の適切な保存及び管理を重視する必要があります。

また、魚価においても、市場経由率が減少傾向にある中、鮮魚の市価は低い水準で固定化されているといった現状にあります。

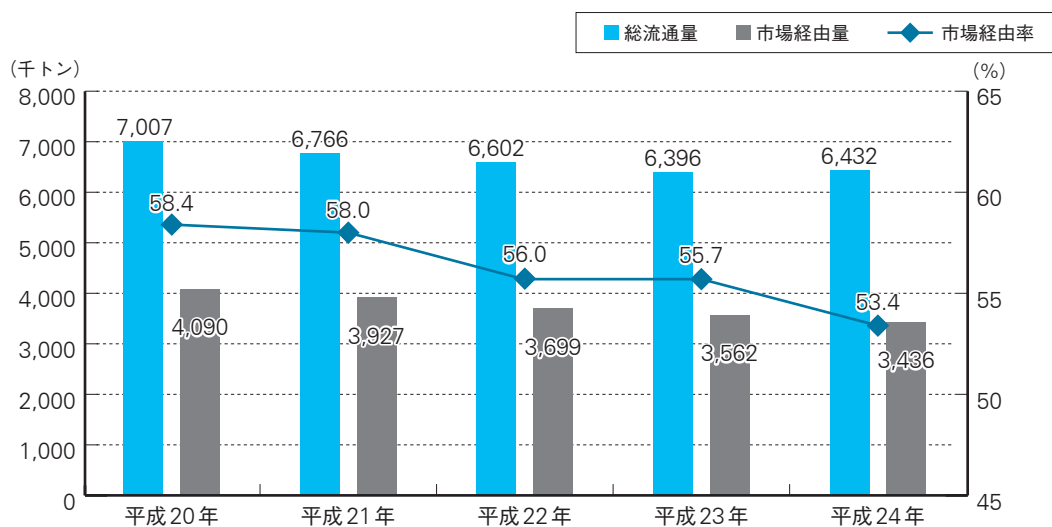
このことから、安定的な漁業経営を支える上で、養殖をはじめとする水産資源の涵養を図るとともに、市内で水揚げされた鮮魚の付加価値を高める取組によって、産業としての漁業基盤の底上げを図ることが求められています。

◆ 図表3-5 本市の漁獲量の推移



※出典：農林水産振興課

◆ 図表3-6 わが国の卸売市場経由率等の推移



※出典：農林水産省「卸売市場データ集」より作成

基本的な方向性

農林水産業の振興においては、担い手や後継者不足、高付加価値化といった共通する課題に対応するとともに、それぞれの産業の課題に的確に対応するため、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 農業の振興

担い手や後継者の確保及び経営安定化に向け、集落営農の組織化や認定農業者への支援を実施するとともに、土地改良事業の推進による生産性の向上に向けた施策を実施します。

また、本市農業の高付加価値化をはじめとした産業力の強化に向け、伝統野菜等を対象とした6次産業化支援を推進します。

(2) 林業の振興

本市の第一次産業の中で、林業が最も担い手や後継者の不足が深刻であることから、地域林業の中核的役割を担うれいなん森林組合等との連携によって、新たな林業従事者の育成等に努めます。

また、産業としての林業の維持や土砂災害防止等の公益的機能をはじめとする林業の多面的機能の維持を図るため、間伐の促進や林道整備等の生産性向上につながる取組を推進します。

(3) 水産業の振興

近年、漁獲量が顕著な減少傾向にある中で、安定的な漁業経営を支えるため、養殖をはじめとした水産資源の涵養を推進します。

また、市場経由率が低調に推移し、魚価の安定性を欠く中、福井県漁業協同組合連合会が設置した敦賀水産基地との連携を図るとともに、「敦賀ふぐ」のブランド化をはじめとする、市内で水揚げされた鮮魚の高付加価値を図ります。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

第4節

働きやすい環境の整備促進

現況と課題

● 人口減少社会における労働環境

本市の人口は、平成23年を境に減少局面に突入しましたが、生産年齢人口は、平成2年を境に減少に転じており、平成22年では41,760人で、ピークである平成2年の46,229人と比べて約1割減少している状況にあります。

このような生産活動に従事する年齢階層の減少傾向から、本市の就業者数は、平成22年では33,377人で、平成2年の35,875人と比べて約7%の減少が見られます。また、これを年齢階層別で見ると、高齢者の就業者の割合は、平成22年では9.3%となっており、平成2年の5.8%と比べて3.5ポイント上昇していることから、人口減少が加速する中で、生産年齢人口の減少を高齢人口が穴埋めし、本市の生産活動を支えている現状にあります。

また、敦賀市人口ビジョンによれば、長期的な推計の中で、平成47年頃をピークに高齢人口も減少局面に転じ、全ての年齢階層で人口が減少することとなります。

このことから、これまで生産年齢人口の減少による就業者数の減少を、高齢人口が補っていたものが、今後、就業者数の総数そのものが大きく減少し、本市域内で労働供給体制が維持できないことが危惧されます。

● 女性活躍推進法の施行

長期的な視点における、全年齢階層の減少による労働供給体制の縮小が、わが国全体で生じることが予見される中で、平成28年4月1日から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。この法律は、女性の職業生活における活躍を推進することを目的としており、地方自治体や大企業は、女性採用比率や勤続年数男女差等の状況を把握し、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定することとなりました。

この背景には女性の個性と能力の一層の発揮という男女共同参画の考えのほかに、遠からず到来する全年齢階層人口減少時代に向けて、女性の登用と就業継続を推進することで、わが国の労働供給体制を維持する考えがあることがうかがえます。

このことから、本市の地域経済の活性化を図る上で、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、一層の女性の職業生活における活躍を推進していく必要があります。

● 若年世代の地元就職の促進

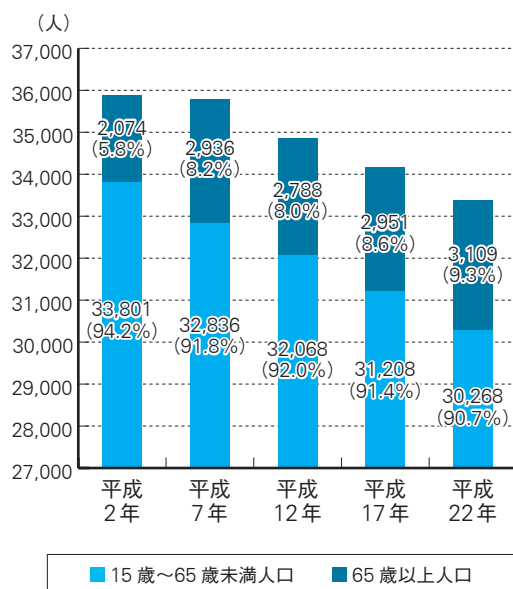
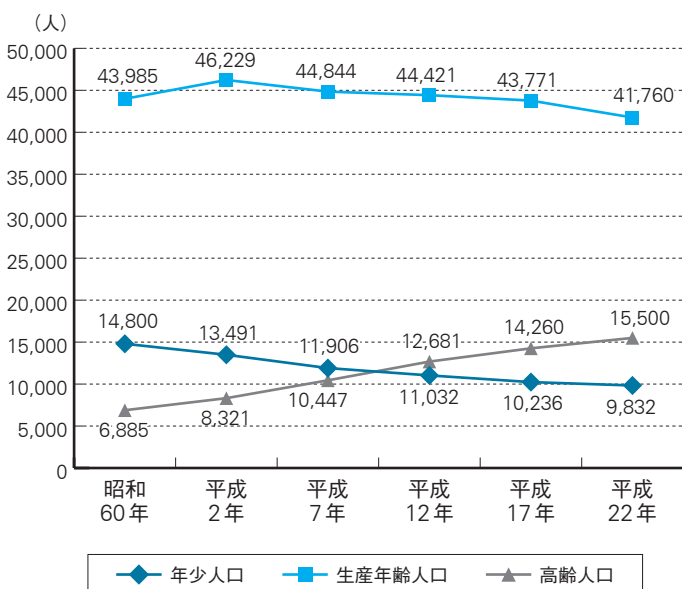
わが国の地方都市において、20歳から24歳までの年齢階層で人口が減少するという共通した特徴があります。これは、就職・就学のために、地方都市から都市部へ若年層が流出することに主な要因があることから、人口減少対策及び労働供給体制の維持においても、若年層の地元就職を促進していく必要があります。

● 共生社会の実現に向けた労働環境の整備促進

高齢者や障がい者を、支援する対象だけとして捉えるのではなく、「ノーマライゼーション」の理念に基づく共生社会の実現の側面からも、共に地域社会を支える構成員として受け入れる体制の整備が必要となります。

このことから、高齢者や障がい者が、自立して住み慣れた地域社会に参画し、共に生き、共に暮らし、共に働く共生社会の実現に向けて、高齢者や障がい者の就労機会を確保することが求められています。

◆ 図表 4-1 本市の年齢階層別人口の推移



※出典：国勢調査

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

基本的な方向性

今後、人口減少が加速し、労働供給体制の維持が危ぶまれる中で、女性の社会進出の促進をはじめとした、一層の労働環境の改善に向けて、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 女性の活躍の推進

将来において全年齢階層人口減少時代が到来することが予見され、女性の一層の社会進出と就業継続が求められることから、行政だけでなく地域社会全体で女性の登用等を進めるとともに、男女共同参画社会の実現の中で女性の職業生活を支援することで、女性の活躍を推進します。

(2) 若年層の地元就職の促進

本市において、どの調査時点においても、就職期・就学期の年齢階層において、大きく人口が減少する中で、人口減少対策及び市内の労働供給体制の維持に向け、市内に新規雇用を創出することなどによって、若年層の地元就職を促進させ、人材の域内循環の形成を目指します。

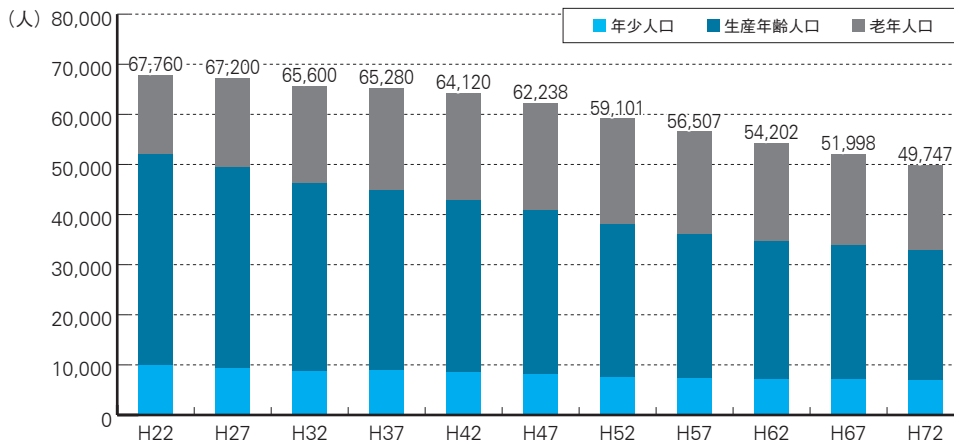
(3) 高齢者、障がい者の就労機会の確保

住み慣れた地域で、共に生き、共に暮らし、共に働く共生社会の実現に向けて、高齢者や障がい者の就労機会の確保を推進します。

(4) 勤労者の生活安定の支援

人口減少対策及び労働供給体制の維持において、域外からの転入の促進とあわせて、転出を抑制し、一貫した定住を促進することが重要となることから、本市で安心して働き暮らすことができるように、安定した生活を下支える生活資金融資等の勤労者支援を実施します。

◆ 図表4-2 本市の長期的な人口推計



※出典：敦賀市人口ビジョン



第5章

心豊かな人を育む まちづくり

- 第1節 人材育成の充実
- 第2節 社会教育の活性化
- 第3節 スポーツの振興
- 第4節 交流社会の推進

第1節

人材育成の充実

現況と課題

● 新教育委員会制度

平成27年4月1日に、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携強化を図ることなどを趣旨とした、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

これによって、教育委員会制度が大きく変わりました。まず、これまで首長は教育委員を任命し、教育委員会が委員の中から教育長を任命してきましたが、新教育委員会制度移行後は、首長が、直接、教育長を任命することとなり、任命責任が明確化されるとともに、教育長が委員会を代表することとなり、教育委員会の責任者が明確化されました。

また、これまで教育行政の政治的中立性の確保の観点から、首長とは独立して教育委員会が運営され、教育行政の方針等が決められてきたところですが、新教育委員会制度移行後は、教育委員会の構成員に首長が参画し、教育行政の方針等を協議・調整する「総合教育会議」が設置されることとなりました。これによって、首長の教育行政に果たす責任等が明確化されるとともに、教育行政の方針等について首長と教育委員会とが共有し、執行にあたる事が可能になりました。

最後に、これまで教育行政の方針等は、明文化を求められておらず、また何かしらの計画等を策定する場合においても、教育委員会が単独でこれを議論し、策定してきたところです。しかし、新教育委員会制度移行後は、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議し、首長が教育行政の方向性を明示した「教育政策大綱」を策定することとなりました。これによって、教育委員会を含む地方自治体全体の教育政策の方向性ととも、首長の果たすべき役割と責任が明確化されることとなります。

このような、地方自治体における教育委員会制度を中心とした教育行政のあり方が大幅に見直される中で、本市にあつては、平成27年6月12日に新しい教育委員会制度へ移行するとともに、平成27年8月27日に敦賀市総合教育会議を設置し、本市行政全体を通じての教育行政の指針である「敦賀市教育大綱」を平成28年8月に策定したところです。

今後は、教育委員会において、教育大綱に基づき、具体的な施策を定める「教育振興基本計画」を策定し、教育行政の更なる充実に向けて、市長部局及び教育委員会が一丸となって、教育行政を推進していくことが求められています。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

● 教育行政に求められる新たな視点

教育行政においては、これまでのように、児童・生徒の確かな学力や豊かな人間性と創造性を備えた育成とともに、いじめ事件等への的確かつ迅速な対応に取り組んでいく必要があります。特に、今後、長期的な傾向となる人口減少を勘案した教育行政に取り組んでいくことが求められています。

これまで、本市においては、主に教育行政を実施する上での学校をはじめとする教育施設の整備等の充実に取り組んできたところですが、新教育委員会制度における趣旨等から、教育行政全般を見渡した方向性を、総合教育会議を通じ、市長部局と教育委員会が車の両輪となって定め、推進していく必要があります。

このことから、今後、人口減少が加速する中で、行政区域全体を通じた学校規模の適正化や通学区域の見直し、そして公立学校の統廃合等が不可避であることを踏まえ、総合教育会議において、人口減少社会に対応した通学区域の見直しなどを含めた教育行政のあり方を検討し、設定していくことが求められています。

● 高等教育等の振興

本市には、福井大学附属国際原子力工学研究所及び敦賀市立看護大学といった2つの高等教育機関があります。これらの機関は、原子力立地地域である本市において原子力関連技術や原子力人材育成が必要であることや、看護師をはじめとした医療従事者の不足といった本市の特性や課題に対応した役割を担っています。

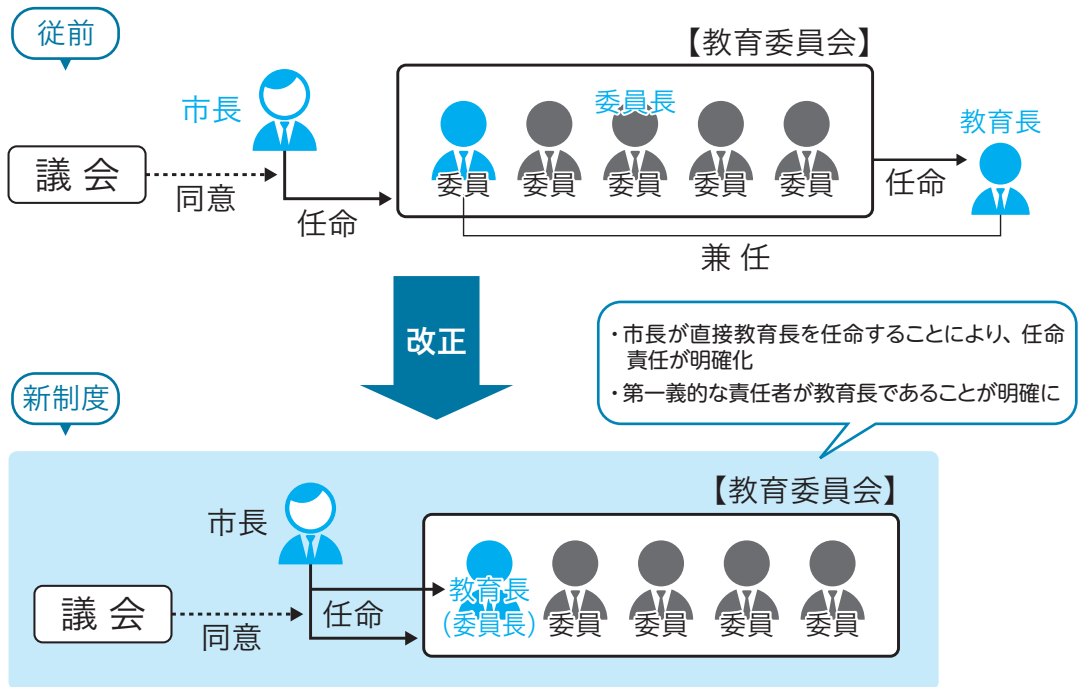
また、今後、加速する人口減少において、特に若年層の流入促進と流出抑制に努め、人材の域内循環を形成する必要がある中で、これに大きく寄与するものであると言えます。

このことから、本市の原子力発電所の立地地域といった特性や将来の医療従事者の確保といった課題に的確に対応するとともに、人口減少対策の観点からも高等教育等の振興に積極的に取り組んでいくことが求められています。

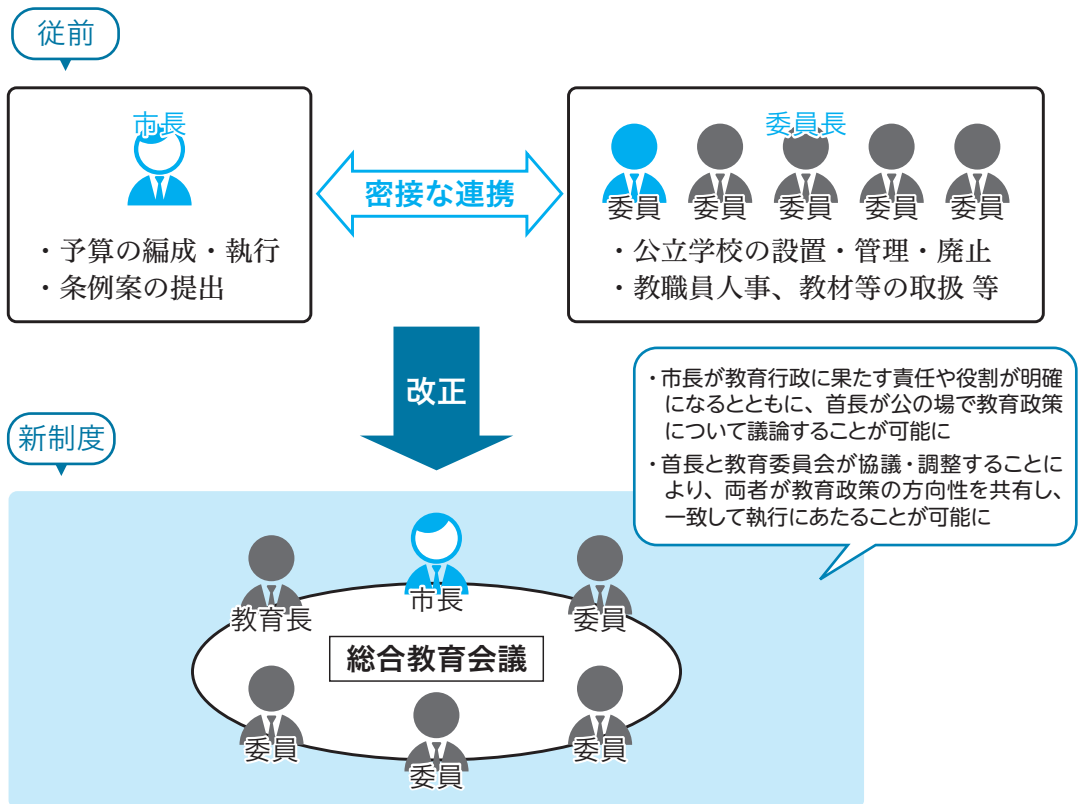
特に、敦賀市立看護大学は、市長が設置者となる地方独立行政法人であることから、この経営を支援し、医療従事者の確保といった成果だけに終わらせず、大学院の設置をはじめとした教育研究の向上に向けた取組に積極的に支援することで、同大学による研究成果を本市の医療・保健衛生政策等に反映していく必要があります。

◆ 図表1-1 新教育委員会制度の改正概要

・教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



・総合教育会議の設置



① ぬくもりに満ちたまちづくり

② 豊かさに満ちたまちづくり

③ 安心安全なまちづくり

④ 活力にあふれるまちづくり

⑤ 心豊かな人を育むまちづくり

⑥ 市民とともに進めるまちづくり

V 基本構想

VI 資料

◆ 図表1-2 「敦賀市教育大綱」の概要

教育目標

ふるさと敦賀を愛し、知性に富み、心豊かで、健康な人の育成

基本理念

「白砂青松」の地である敦賀を愛し、郷土の発展に貢献する活力ある人材を育成するため、家庭・学校・地域が一体となって、先人が築き上げた伝統を受け継ぎ、「人道の港」敦賀ならではの魅力ある教育を推進する。

基本方針**【基本方針1】 学校教育の充実**

専門的知見を得て、行政だけでなく家庭・学校・地域が連携・協力しながら社会の変化に迅速に対応し、地域と共にある学校づくり、学校安全体制の整備、学力の向上に取り組み、ふるさと敦賀の自然や伝統・文化を愛する本市独自の教育を推進します。

【基本方針2】 社会教育の充実と活性化

安全安心・人権・多文化理解など現代社会や地域が抱える課題について解決に向けた学習を推進し、「自助」を基調としつつも社会全体で支え合う「互助・共助」の考え方を推進するとともに、市民や関係団体の取り組みを支援するなど、社会教育の充実と活性化を図ります。このような社会教育が求められる役割を十分に発揮するために、ハード・ソフトの両面が一体となった取組みによって、施設自体の利便性や魅力向上はもちろんのこと「いつでも、誰でも」入りやすい環境の整備をより一層推進します。

【基本方針3】 文化の振興・支援

美しい景観や地域の文化資源を生かし、市民の創造性を育み、まちの賑わいにも結びつけるため、誰もが気軽に文化と接することができる場を身近に提供するとともに、市民や各種団体の活動を支援します。また貴重な歴史遺産の修復・整備や地域の伝統行事への支援など、有形無形の歴史文化資産を確実に保護し、学校教育や観光等にこれらを活かすことによって、市民が誇りを持てる文化の振興を図ります。

【基本方針4】 スポーツの振興及び推進

高齢化の進行、精神的ストレスの増大、生活の利便化など社会・生活環境の変化に対応し、健康の保持増進や体力の維持向上とともに、活力ある社会を推進するなどスポーツの果たす役割は極めて大きなものがあります。

このため、地域住民が個々のライフスタイルに応じた各種のスポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実を行うとともに、生涯スポーツ、競技スポーツの両面にわたり一層の振興と充実を図ります。

基本的な方向性

平成27年4月1日の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育行政における教育長の責任や首長の積極的な関与が明確化され、首長部局と教育委員会が一丸となって教育行政を推進する体制へ移行することとなりました。

また、人口減少の加速から、学校規模の適正化や通学区域のあり方の見直しなどが不可避となり、教育行政が新しい局面を迎える中で、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 幼稚園教育の充実

幼児期の人格形成におけるきめ細やかな教育環境の充実に向け、「敦賀市教育大綱」に基づく教育行政を推進するだけでなく、「敦賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の充実といった視点を加えて、幼稚園教育の充実を目指します。

(2) 義務教育の充実

新教育委員会制度への移行により、本市の教育行政の方針等を定めた「敦賀市教育大綱」に基づき、市長部局と教育委員会が車の両輪となって、「勉強して考える力」、「内面を豊かにする力」、「たくましく生きる力」が身に付くよう、「知・徳・体」の充実を図る教育行政を推進します。

また、人口減少が加速する中、不可避となる学校の規模や通学区域の見直しについて、子ども達の最善の利益を考え、学校の統廃合や廃校等後の利活用も含め総合教育会議を通じて、検討し、設定していきます。

(3) 高等教育等の充実

本市では、平成24年3月に開所した福井大学附属国際原子力工学研究所及び、平成26年4月に設置した公立大学法人 敦賀市立看護大学の2つの高等教育機関等があります。

人口減少においては、特に若年層の流入促進と流出抑制に取り組む必要があることから、本市の特色ある人材の育成と域内循環を進める上で、これらの高等教育機関等の取組に積極的に支援していきます。

特に、本市が設置者である、敦賀市立看護大学においては、より高度な教育研究の推進を図る上で、大学院の設置を支援していきます。

このことによって、同大学における教育研究の成果を本市の医療・保健衛生政策へ活かすことによる健康づくりの推進等、大学における学術的な知見を政策へ反映するよう一層の連携を図ります。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

(4) 青少年の健全育成

本市においては、県内の中で最も核家族化が進行しており、今後、人口減少を背景とし、女性の社会進出が求められる中で、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、ますます青少年に目が届きにくい状況が生じることが予見されます。

また、情報関連技術の発達等を背景とし、青少年を取り巻く状況が複雑化しています。

このことから、地域や学校、そして青少年育成団体等との連携を密にした、青少年の健全育成を推進していきます。

◆ 図表1-3 本市の小中学校、幼稚園の状況（平成28年5月1日現在）

（単位：人）

	名 称	児童・生徒数	学級数	教職員数	備 考
小 学 校	敦 賀 西 小 学 校	255	13	21	
	敦 賀 南 小 学 校	355	16	25	
	敦 賀 北 小 学 校	195	7	17	
	松 原 小 学 校	446	17	28	
	中 央 小 学 校	541	19	31	
	沓 見 小 学 校	97	6	12	
	常 宮 小 学 校	—	—	—	休 校
	西 浦 小 学 校	—	—	—	休 校
	東 浦 小 学 校	24	3	8	中 学 校 併 設
	赤 崎 小 学 校	11	3	7	
	咸 新 小 学 校	90	7	13	
	中 郷 小 学 校	439	17	26	
	粟 野 小 学 校	578	22	32	
	粟 野 南 小 学 校	544	21	31	
小 学 校 計	3,726	158	265		
中 学 校	気 比 中 学 校	411	16	33	
	角 鹿 中 学 校	172	8	18	
	松 陵 中 学 校	571	21	44	
	西 浦 中 学 校	—	—	—	休 校
	東 浦 中 学 校	17	3	6	小 学 校 併 設
	粟 野 中 学 校	689	24	47	
	中 学 校 計	1,860	72	148	
幼 稚 園	敦 賀 北 幼 稚 園	30	2	5	
	松 陵 幼 稚 園	66	4	10	
	幼 稚 園 計	96	6	15	

※出典：平成28年度 敦賀市学校要覧

第2節

社会教育の活性化

現況と課題

● 地域づくり活動拠点としての公民館

社会教育施設は、大きく公民館、図書館、博物館に分類されますが、これまでこれらの社会教育施設は、社会の成熟化と高齢化の進行の中で、主に市民の学習意欲の向上に応える生涯学習としての役割が期待されてきました。

しかし、人口減少や核家族化の進行が、地域コミュニティのつながりを希薄化させる中で、特に公民館においては、社会教育といった枠組みを越え、地域のつながりを再生し、また創出する場としての役割が求められています。

このような中、他の自治体においては、公民館から市民センターやコミュニティセンターといった名称を用い、生涯学習に加え、地域づくりの活動拠点としての機能を重視する動きが見られます。本市においても公民館の施設としての多機能性に着目した、地域における幅広い用途や需要等に対応することができる地域づくり活動拠点としての役割を果たしていくことが求められています。

● まちづくりの拠点としての図書館

社会教育施設のうち図書館については、全ての市民が郷土資料をはじめとして必要とする資料を入手する権利を有するとともに、これを保障する施設として位置づけられ、いわば地域の知の拠点としての役割が重視されてきました。

しかし、地方自治法改正による指定管理者制度の導入や規制緩和を背景とした、大手レンタルチェーンを指定管理者とし、民間業務も併設した佐賀県武雄市の図書館の整備・運営が話題となりました。この先進事例は、公立図書館の役割と機能といった観点から、その是非が分かれているところですが、図書館がまちづくりの拠点として重要な役割を担うことができることを証明したと言えます。

このことから、これまでの地域の知の拠点、そして地域住民の権利の保障といった伝統的な公立図書館としての機能を重視しつつ、まちづくりにおける拠点としての位置づけを踏まえた運営等が求められています。

● 文化・芸術の振興と歴史的資源の継承及び活用

戦後のわが国の物質的な豊かさを重視した発展は、価値観や生活様式の多様化を生み出すことで、国民一人ひとりに物質的な豊かさだけでなく、心の

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

豊かさを求める意識を高めてきました。このような中で、芸術や文化の振興は豊かな地域社会を形づくる上で、極めて重要な要素となっています。

これらの文化や芸術は、本市の歩んできた歴史の中で生み出されてきたものであることから、これを守り、受け継いでいくためには、市民の意識の啓発や向上が重要であるとともに、文化や芸術活動に携わる方々の活動の場、拠点が必要となります。

このような観点から、本市の市民文化センターや、プラザ萬象、そして市立博物館等の社会教育施設の役割は特に重要となります。中でも、修復工事を経て平成27年7月4日に供用を開始した市立博物館は、建物自体も旧大和田銀行本店という文化的価値を有するとともに、本市の文化財等を保存するだけでなく、これを展示し、市民の意識啓発を図るとともに、後世に継承していく重要な役割を担っていきます。

また、これらの社会教育施設だけでなく、市内に点在する氣比神宮や柴田氏庭園をはじめとした文化財等は、これまでの歴史や慣習等を今に伝える本市の宝であると言えます。

このことから、社会教育施設を活動拠点とした文化・芸術の振興を図るだけでなく、適切な文化財等の保存管理を進める、学校教育や観光等にこれらを活かすことによって、市民一人ひとりの郷土への誇りと心の豊かさを育むとともに、広く発信していくことが求められています。

◆ 図表 2-1 公民館の利用状況

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生涯学習センター	11,794	11,007	12,287	11,427	12,150
東 浦 公 民 館	4,507	5,285	4,854	5,054	5,097
北 公 民 館	16,383	15,924	16,589	16,174	16,771
南 公 民 館	10,985	10,984	10,666	11,509	12,778
西 公 民 館	27,269	26,393	26,326	27,453	26,480
東 郷 公 民 館	25,150	28,268	25,505	24,259	25,388
中 郷 公 民 館	12,986	9,552	10,370	11,096	12,645
愛 発 公 民 館	9,408	10,078	10,665	12,168	8,095
粟 野 公 民 館	61,638	63,464	64,130	55,358	68,793
松 原 公 民 館	20,319	14,545	18,142	18,116	17,363
計	200,439	195,500	199,534	192,614	205,560

※生涯学習課

◆ 図表 2-2 図書館の利用状況

(単位：日、冊、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開館日数	278	279	278	277	278
1日平均貸出冊数	1,139	1,148	1,151	1,151	1,143
延べ貸出冊数	316,735	320,230	319,981	318,871	317,779
1日平均利用者数	613	617	626	772	708
延べ利用者数	170,291	172,004	174,048	213,955	196,857
蔵書数	233,600	240,536	247,354	252,969	255,742

※図書館

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

◆ 図表 2-3 市立博物館の利用状況

(単位：日、人)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
博物館	開館日数	292	292	116	休館	休館
	入館者数	10,134	7,707	4,184	休館	休館

※博物館

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

◆ 図表 2-4 山車会館の利用状況

(単位：日、人)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
山車会館	開館日数	296	303	306	301	299
	入館者数	8,208	7,543	7,022	4,846	8,504

※山車会館

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

◆ 図表 2-5 市民文化センターの利用状況

(単位：回、人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数	352	322	345	310	375
利用者数	34,268	36,366	35,173	33,371	40,640

※市民文化センター

V

基本構想

VI

資料

基本的な方向性

社会教育は、これまでの社会の成熟化に伴う学習意欲の向上に応えるための生涯学習としての機能が重視されてきましたが、価値観や生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化する中で、社会教育の枠組みを越えた役割が求められていることから、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 多機能性を活かした地域づくり拠点の形成

核家族化や共働きの増加により、地域のつながりが希薄化する中で、公民館を地域の方々が主体的に活動できるコミュニティの拠点として活用します。

また、公民館は、多様な機能を保有し、様々な需要に応えることが十分可能な施設であり、公共施設に求められるほとんどの機能を備えていることから、人口減少が加速する中、今後求められる公共施設等の統廃合に向けた中核的な施設として活用します。

(2) 集客性を活かしたまちづくりの拠点の形成

市立図書館は、本市の公共施設の中でも、多様で、かつ多くの市民が集う、極めて高い集客性を誇る施設であることから、これまで積み上げてきた公立図書館としての役割と責務を果たすことを前提として、まちづくりにおける拠点として活用します。

(3) 文化・芸術の振興と文化財等の保護及び活用

市民文化センターやプラザ萬象を、市民の自主的な文化・芸術活動の発表の場や活動の拠点として活用し、市民の文化意識の醸成を図ります。

また、市立博物館を中心とし、市内に点在する本市の歴史を体現する各種文化財等を保護し、次代へ確実に継承してだけでなく、これらの文化財を観光振興策等に活かすことで、本市の優れた市民文化を広く発信していきます。

第3節

スポーツの振興

現況と課題

● 福井しあわせ元気国体の開催

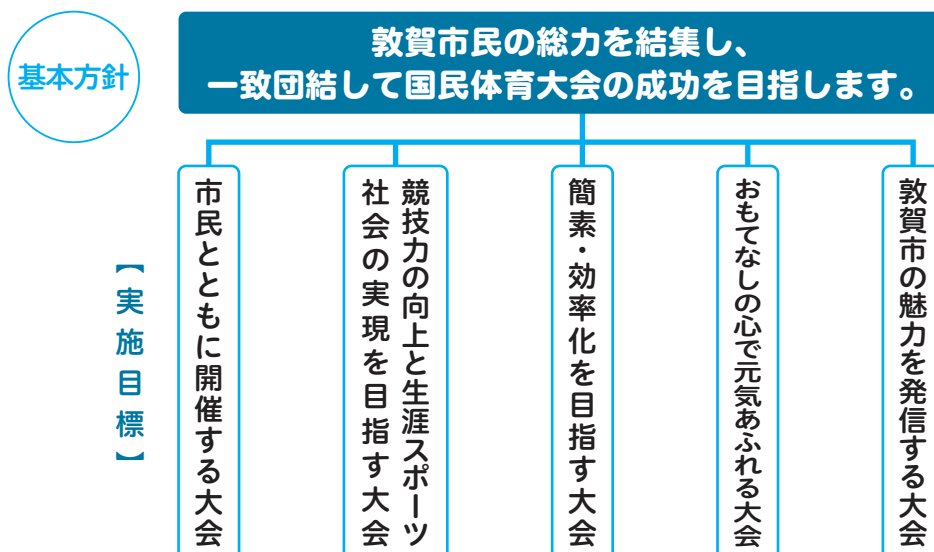
国民体育大会（国体）は、毎年開催される国内最大のスポーツの祭典で、各都道府県の代表が熱い戦いを繰り広げる都道府県対抗方式で開催されます。

また、国体の歴史は、戦後の混乱期の中で、国民に希望と勇気を与えるため、昭和21年に第1回大会が開催されて以来、毎年各都道府県持ち回りで開催され、現在の都道府県対抗方式は昭和23年の第3回大会福岡国体から確立されるとともに、平成18年の第61回大会兵庫国体から大会運営の簡素化・効率化を図るため、冬季と本大会の2会期開催となりました。

福井県では、高度経済成長期の真っ直中の昭和43年に、明治100年の節目であることを記念し、「新しい時代をひらく国体」をテーマに第23回大会として開催され、福井県選手団は男女総合成績の天皇杯で第1位に輝きました。

そして、平成30年に、再び福井県にて、大会愛称を「福井しあわせ元気国体」とし、スローガンを「織りなそう力と技と美しさ」とする国体が開催されます。本市においては正式競技6競技の開催に向け、平成26年3月26日に第73回国民体育大会敦賀市準備委員会を設立（平成27年11月21日に福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会敦賀実行委員会へ改組）し、敦賀市民の総力を結集し、一致団結して国体を成功させることを基本方針とし、また市民参画、競技力向上、生涯スポーツ社会の実現、簡素・効率化等の5つの実施目標を設定し、大会開催に臨むこととしています。

◆ 図表3-1 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会敦賀市開催方針の概要



①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V 基本構想

VI

資料

● 国体開催を契機としたスポーツの振興

これまで、本市においては、競技スポーツや生涯スポーツをはじめとする、様々なスポーツ振興に取り組んできましたが、国体の開催は、これまでの本市のスポーツ振興における取組を一層前進させる契機となるものと考えます。

そのため、敦賀市実行委員会が掲げる5つの実施目標を国体開催といった一過性のものとして終わらせるのではなく、国体開催によって得られた成果や知見等を大会後の本市のスポーツ振興に活かすことで、一層の振興を図っていくことが求められています。

● 生きがいづくり、健康づくりとしてのスポーツ振興

わが国全体として、平成25年6月14日にわが国の成長戦略として「日本再興戦略」が閣議決定され、当該戦略において「国民の『健康寿命』の延伸」が定められる中で、健康づくりが大きな政策的なテーマとなっており、健康づくりとしてのスポーツ振興が求められていると言えます。

このような中、本市においては、全国的に生涯スポーツとして高い人気を誇り、市民からも多くの要望が寄せられていたグラウンド・ゴルフについて、敦賀市グラウンド・ゴルフ場（リラ・グリーン）を平成28年4月1日にオープンしたところです。

今後、高齢化が進行し、医療・介護需要の増大が予見される中、ますます健康寿命の延伸を目的とする健康づくりを社会的な要請として重視する必要があることから、このリラ・グリーンを中心に、一層の生きがいづくり、健康づくりとしてのスポーツ振興に取り組んでいくことが求められています。

◆ 図表3-2 本市のスポーツ施設の利用状況

(単位：人)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市立体育館	26,554	30,141	30,896	32,538	36,220	32,999	29,939	32,856	9,922	32,873
東浦体育館	1,819	2,019	2,082	2,143	2,579	3,362	2,840	2,371	3,065	3,234
金山体育館	10,537	8,150	6,469	7,300	7,526	7,260	6,994	5,970	6,313	7,600
中郷体育館	49,710	42,776	51,317	46,060	40,560	39,318	40,068	41,315	43,862	39,580
市営野球場	10,809	9,564	9,768	10,573	10,429	9,258	9,715	6,718	11,259	5,024
栗野スポーツセンター	32,694	24,509	34,710	34,948	34,736	36,343	36,426	39,709	40,227	36,583
花城テニスコート	12,050	10,336	11,486	12,397	11,222	10,402	9,691	10,192	9,392	14,911
きらめきスタジアム	18,810	19,182	14,831	15,891	15,945	15,070	13,018	15,997	11,974	12,933
市営プール (花城、桜ヶ谷、愛発)	6,003	3,688	2,454	2,938	3,113	3,574	3,388	4,358	4,187	2,857
松原運動場	1,887	1,605	584	2,631	1,343	992	1,261	1,331	934	1,393
総合運動公園	251,018	265,825	237,771	229,344	202,936	237,515	209,422	222,573	217,785	232,765
武道館	24,260	24,180	24,376	21,561	23,056	23,063	20,876	21,938	21,173	19,267
計	446,151	441,975	426,744	418,324	389,665	419,156	383,638	405,328	380,093	409,020

※スポーツ振興課

基本的な方向性

平成30年に開催される福井しあわせ元気国体は、本市のスポーツの振興にとって重要な契機となるとともに、わが国全体として健康づくりが大きな政策的なテーマとなる中で、本市のスポーツ振興について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 福井しあわせ元気国体における敦賀市開催方針の実現

福井しあわせ元気国体の開催に向け、各種大会の開催を通じて、指導者等の資質向上や素質ある選手等の育成をはじめとした競技力の向上や競技場等の整備に取り組むとともに、市民の総力の結集を図る上で啓発活動を通じた気運の醸成を図ります。

(2) 福井しあわせ元気国体後のフォローアップの展開

福井しあわせ元気国体の開催を一過性のスポーツイベントとしてではなく、本市のスポーツ振興を一層進める契機として捉え、各種スポーツ教室・大会の開催等を通じて、醸成した気運を継続させるとともに、得られたノウハウ及び市民相互のつながりを大会後のスポーツ振興や観光振興等のその他の政策分野の取組に活かしていきます。

(3) 健康づくりとしてのスポーツの振興

人口減少の加速と高齢化の進行を背景とし、生きがいづくり、健康づくりが重要な政策テーマとなる中で、平成28年4月1日にオープンした敦賀市グラウンド・ゴルフ場（リラ・グリーン）の運営や総合型地域スポーツの普及等を通じて、市民の健康寿命の延伸を目指します。

(4) スポーツ施設の整備

国体開催に向けて、会場となるスポーツ施設の改修・整備を実施するとともに、老朽化が進む各種体育施設等について、使用頻度をはじめとする市民のニーズ等を勘案して、適切に対応することによって、スポーツ振興の基盤を整えます。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

第4節

交流社会の推進

現況と課題

● 人口減少社会における持続可能な自治体機能の維持

平成26年5月に元総務大臣である増田寛也氏は、平成52年には全国の基礎自治体の約半数に相当する896市区町村が人口の減少により、自治体機能を維持できなくなる消滅可能性都市となるという、いわゆる増田レポートを発表しました。特に、福井県嶺南地域においては、本市を除く5市町が消滅可能性があるとして、将来の持続可能な自治体機能の維持に向け、大きな課題がある状況にあります。

このように、わが国全体で人口減少対策が、地方自治体の最大の政策テーマとなる中で、国は担当大臣を設置し、内閣府に地方創生推進室を設置するとともに、地方自治体においては、地方創生総合戦略を策定し、自主的な人口減少対策に取り組んでいるところです。

また、現在、将来の嶺南6市町による嶺南広域連合の設立を視野に入れた議論が進められています。人口減少が加速し、将来の持続可能な自治体機能の維持が危ぶまれる中、規模の経済を働かせ、広域連合化を図ることは、一つの有用な手段であると言えますが、構成自治体の地域性が異なるだけでなく、共同処理の対象となる事務権限の構成自治体からの権限移譲を伴うことから、実現に向けて様々な課題があります。

このことから、将来の持続可能な自治体機能の維持に向けた広域連合の設立に向けては、嶺南6市町の発展はもとより、本市の地域性や特に市民が得られるメリットを重視して、慎重に議論を進めていく必要があります。

● 広域的かつ一体的な経済圏・生活圏の構築

増田レポートは、消滅可能性都市といったセンセーショナルな言葉により、人口減少を全国的な政策的・政治的なテーマとするなど、わが国の地方自治体に非常に大きな影響を与えました。

しかし、地域の発展を展望する上で、人口減少社会の中で見すべきは、自治体機能の維持というよりむしろ、当該地域の住民の暮らしや産業等の発展であるべきです。そのため、重視すべきは、いかに自治体機能を維持するのではなく、いかに地域を発展させていくといった視点であると言えます。

このことから、人口減少が加速する中で、重要港湾である敦賀港を有し、交通の要衝として発展してきた本市の立地特性と広域的な地域の中で求められる役割を踏まえ、本市のみの人口規模の維持や発展を見ずえるのではなく、

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育むまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

本市を中心とした広域的な地域の発展を見すえた、長期的な展望を描くことが求められています。

● 異文化・多文化共生

敦賀は古来より、大陸交通の要衝として発展し、明治期には国際港として指定されるとともに、戦前まで対岸諸国や大陸ヨーロッパの玄関口としての役割を果たす中で、本市は、他の地域にはない国際性とどのような文化や価値観も受け入れることができる、こころやさしい市民性を獲得してきました。

この敦賀市民のこころやさしい市民性が最も現れたのが、戦時中、杉原ビザを手に、ナチスドイツの迫害を逃れてきたユダヤ難民等を受け入れた、いわゆる「人道の港」のエピソードであると言えます。

この「人道の港」のエピソードに象徴される、敦賀市民の異文化・多文化共生の市民性は、今なお息づくとともに、世界にも誇ることができるものであると言えます。

このことから、こころやさしい敦賀市民の市民性を今後も大切に守り育む上で、世界にも訴求力を有し、敦賀市民の市民性の象徴となる「人道の港」のつながりを重視した交流を促進していくことが求められています。

基本的な方向性

人口減少が加速する中、自治体機能の維持に向けた取組だけでなく、本市を中心とした広域的な地域の長期的かつ持続可能な発展に向け、また国際的かつ世界にも誇れる市民性を守り育むために、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 広域連合に向けた慎重な検討

人口減少社会の中で、嶺南地域の持続可能な自治体機能の維持に向けた、嶺南6市町を構成自治体とする広域連合の設置について、敦賀市民の負うこととなる負担と得られる受益等を重視し、慎重に検討を進めます。

(2) 広域的かつ一体的な経済圏・生活圏の構築

人口減少が地方自治体にとって大きな政策的テーマとなる中で、各地方自治体において地方版総合戦略を作成し、人口減少対策に取り組んでいますが、一方で、この取組は地域間競争を助長し、広域的な視点においては衰退を招く危険性があります。

このことから、単に自治体機能の維持を目的とするのではなく、いかに地域を発展させるかといった視点から「地域間協調」を重視し、広域的かつ一体的な経済圏・生活圏の形成に向けた構想である「ハーモニアスポリス構想」を策定します。

(3) 国際交流の促進

「人道の港」のエピソードに代表される、敦賀市民の国際性や世界にも誇るべきところやさしい市民性を守り、育んでいくために、「人道の港」のつながりを重視した取組を推進していきます。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料



第6章

市民とともに進める まちづくり

第1節 地域コミュニティの活性化

第2節 効率的な行財政の推進

第1節

地域コミュニティの活性化

現況と課題

● これまでの地域コミュニティと行政

地方自治において、補完性の原理といった考え方があります。この考え方は、共同体の決定や自治は、できるだけ小さな個人やコミュニティで行い、それでは対応できないことを基礎自治体が行い、また基礎自治体を越える決定等については都道府県が、そしてさらに大きな決定等については国が行うといった考え方です。また、この考え方は、住民自治と非常に親和性が高く、地域のコミュニティの自治を重視しています。

これまで、地域の公共的なサービス等は、地域のコミュニティが第一義的に意思決定を行い実施してきました。しかし、戦後の高度経済成長を背景とし、地域コミュニティの構成員である個々人のライフスタイルの多様化や核家族化が進行する中で、伝統的に地域に根付いていた地域コミュニティの衰退を招き、これらが担ってきた公共的なサービスを行政が代替する傾向が拡大してきました。

この結果、わが国全体として、戦後一貫して、行政サービスの充実とあいまって、行政の範囲が拡大傾向にあります。

● 人口減少社会における地域コミュニティと行政

人口減少の加速や高齢化の進行が、今後の長期的なすう勢となる中で、職員や税財源といった、行政における人的・財政的な資源が縮小することが不可避となります。また、地域コミュニティにあつては、地域の高齢者がこれを支えている現状にある中で、今後、その構成員規模の縮小といった衰退を招くこととなります。

このような中、今後、一義的には地域コミュニティが担うべきもので、この衰退から行政が代替補完してきた公共的なサービスについて、担い手の不足から、これを維持することが一層困難になることが危惧されています。

このことから、行政、地域とも資源の縮小が規定路線となる中で、公共的なサービスにおける行政との適切な役割分担と取捨選択を行うことともに、これまで以上に地域コミュニティを活性化していくことが求められています。

● 行政の地域支援の新しいあり方

これまで行政の地域支援は、衰退する地域コミュニティが担うことができなくなった公共的なサービスを補完することを重視してきました。この手法

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

として、行政が直轄でサービスを実施する直接的な支援、もしくは行政が地域に対して補助金等を給付する間接的な支援といった2つの方法に大分されます。

しかし、公共的なサービスの直接的、または間接的な支援を問わず、行政がこれを担うとき、行政に対する公共性と公平性の要請から、そのサービスは行政区域内で統一かつ画一的な措置となり、必ずしも地域の実情に即したのものとならず、地域のモチベーションを十分喚起することにならないのが現状でした。

このことから、地域への支援のあり方として、特に地域の公共的なサービスの持続可能性を確保する上で、地域コミュニティのモチベーションを喚起することを重視し、地域の自主性に基づく取組みに対して支援することが求められています。

● 新しい公共の担い手

今後、人口減少により、行政や地域コミュニティにおいても補うことができない公共的なサービスが生じる中で、新しい公共の担い手として期待されているのが、NPOやボランティア団体をはじめとする市民活動団体等の存在です。

このような新しい公共の担い手が、大きくクローズアップされるようになったのは、イギリスやアメリカにおいて新自由主義の考えが台頭し、小さな政府を目指す中、行政の役割の縮小と効率化の有用な手段として位置づけられたことが背景にあります。一方、わが国においては、阪神・淡路大震災におけるボランティア活動を契機として、法人格取得の必要性が拡大する中で、「特定非営利活動促進法」の成立により、法人格取得要件が緩和されたことに伴い発展してきたことから、他の先進国とは異なる背景を有しています。

現在、市民活動団体等の活動は大きく拡大し、災害復興ボランティアや福祉活動に留まらず、これまで行政の専属事項と考えられてきたまちづくりにまで拡大しています。

このことから、新しい公共の担い手として、市民活動団体等に大きな期待が寄せられる中で、彼らの自主的な活動を支援し、または育成していくことが求められています。

基本的な方向性

戦後の高度経済成長を背景とした地域のつながりの希薄化と今後の人口減少の加速により、地域コミュニティの衰退及び行政資源の縮小が予測される中で、暮らしやすい地域社会を維持していくため、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 主体的かつ自立的な地域コミュニティの活性化

人口減少が加速し、これまで以上に地域のつながりの再生や地域の公共的な役割が期待される中で、地域がモチベーションを維持し、主体的に活動することができるよう、地域の発意に基づく自立的な活動について、積極的に支援していきます。

(2) 市民協働のまちづくりの推進

今後、行政や地域だけでまかなうことができない公共的な需要を担保する上で、NPOやボランティア団体をはじめとする市民活動団体等の育成や活動に対して支援していきます。

(3) より開かれた地域社会の実現

人口減少と高齢化の進行による行政の資源縮小により、地域コミュニティや市民活動団体等による公共的な活動が期待される中で、これら活動にあらゆる主体が参加することができる社会的な土壌が整っていることが必要になります。

このことから、年代や性別の違い、障がいの有無等にかかわらず、社会的な様々な活動に参画することができるよう、男女共同参画や人権擁護活動等を通じて、より開かれた地域社会の実現を目指します。

①

ぬくもりに満ちた
まちづくり

②

豊かさに満ちた
まちづくり

③

安心安全な
まちづくり

④

活力にあふれる
まちづくり

⑤

心豊かな人を育む
まちづくり

⑥

市民とともに進める
まちづくり

V

基本構想

VI

資料

第2節

効率的な行財政の推進

現況と課題

● 行政サービスの供給可能性の縮小

わが国全体として、人口減少が大きな政策的なテーマとなり、本市においても、平成72年時には49,747人と50,000人を割り込むことが予測されています。人口減少は、地域経済においては消費需要の減退に伴う内需の縮小を招くとともに、行政サービスにおいては、行政機関の税財源等の縮小だけでなく地縁団体等を含めた担い手の減少から、必然的に縮小が不可避となることが見込まれます。

これまで、本市はおよそ半世紀にわたって原子力発電との共存共栄の道を歩む中で、これまで原子力発電所の立地による交付金や固定資産税等の財政効果を背景に手厚い行政サービスを実施してきました。しかし、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による原子力発電所の長期運転停止や所在原子力発電所の廃炉等により、これまで本市の手厚い行政サービスを支えてきた財源の縮小が不可避な状況にあります。

このことから、本市においては他の自治体以上に危機感をもって行財政の改革を進めていく必要があります。

● 行政サービスの需要の縮小

人口減少の長期的なすう勢は、税財源等の縮小に伴う行政サービスの供給可能性を縮小させる一方で、その受益者の減少から行政サービスの需要そのものも縮小させることとなります。

特に、人口減少は利用者数をはじめ、対象者数により需要が判断される公共施設等の総量に強い影響を与えます。

また、人口減少の加速は、年少及び生産年齢人口の減少と高齢人口の増加を招くため、人口構成も長期的に変化することが見込まれることから、行政需要の低下だけでなく、行政需要そのものの変化を的確に捉えた行財政へと質的転換を進めていくことが求められています。

● 効率的な行政サービス

今後、人口減少が進行する中で、行政サービスの量的縮小と質的転換に取り組む必要がありますが、単なる行政サービスの水準の低下となった場合、本市の魅力を著しく低下させ、人口減少を一層加速させる危険性があります。

このことから、行政サービスの量的縮小と質的転換と同時に、これまでの行政サービスの水準を可能な限り維持しつつも、必要な経費の縮減を実現する効率的な行財政を推進していく必要があります。

①

ぬくもりに満ちたまちづくり

②

豊かさに満ちたまちづくり

③

安心安全なまちづくり

④

活力にあふれるまちづくり

⑤

心豊かな人を育てるまちづくり

⑥

市民とともに進めるまちづくり

V

基本構想

VI

資料

基本的な方向性

わが国全体を取り巻く長期的な人口減少と原子力発電所の立地地域である本市固有の要因としての税財源等の縮小を踏まえ、行政サービスの需給双方の低下と人口構成の変化をはじめとする社会経済環境の変化に的確に対応した行財政の推進に向け、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 人口減少に対応した行政サービスの量的縮小

人口減少社会においては、官民双方における人的・財政的資源の縮小に伴う行政サービスの供給可能性の低下を招くだけでなく、需要面においても縮小が見込まれることから、行政サービスの量的縮小に取り組めます。

また、この取組にあたっては、持続可能で標準的な行政サービスを維持する観点から、単年度の予算事務事業の他に、複数年度の事業計画、そして公共施設等について、以下の基準に沿って実施することとします。

特に公共施設等については、公共施設等総合管理計画を策定し、現況及び将来の見通しや総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めます。

① 緊急性の低い施策等

各再興戦略の観点から、必ずしも実施する必要がない緊急性が低い施策等を見直し、または廃止します。

② 事業効果が限定されている施策等

各再興戦略に基づく施策等と比較し、世代や態様等から、便益を享受する市民の対象が狭い、または限定されている施策等を見直し、廃止します。

③ 著しく手厚い行政サービスを提供する施策等

県内自治体、または全国と同級他団体等と比較し、著しく手厚いサービス水準にある施策等を見直し、または廃止します。

ただし、この基準は、過度な行政サービスを抑制する一方、本市行政サービス全般について、標準的な行政サービス水準を大きく下回ることがないようにする安定装置としても機能させます。

(2) 人口構成の変化に対応した行政サービスの質的転換

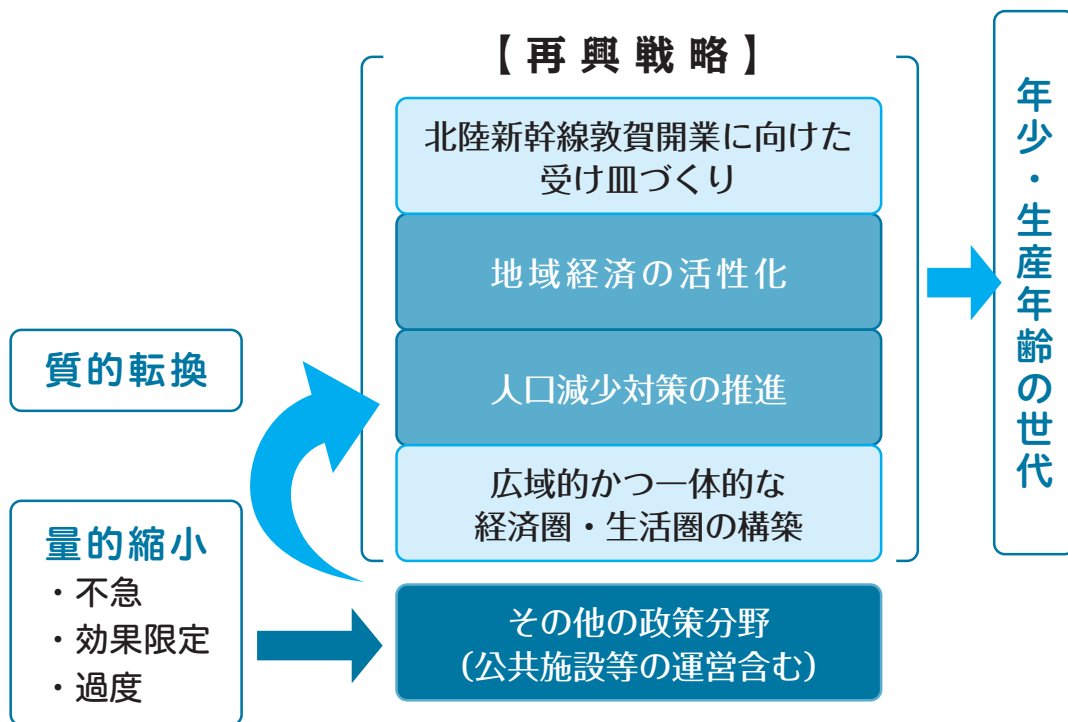
人口減少は、わが国全体においては少子化と高齢化を主要因とすることから、長期的に人口の構成を変化させ、年少人口と生産年齢人口は減少し、高齢人口は増加することとなります。

特に、高齢人口は、2040年頃まで増加が継続することから、高齢人口の行政需要は、当面の間、増加し続け、2040年頃には極大化することが予測されます。

その一方、これに対応した行政サービスの人的・財政的資源を負担するのは減少基調となる生産年齢人口の世代、将来においては年少人口の世代等となるため、増加基調となる高齢人口の行政需要に対して、現状水準を維持したまま、この全てに対応することは困難であると考えられます。

このことから、生産年齢の世代等に過度な負担を強いることがないように、行政サービスの量的な縮小を図るだけでなく、生産年齢の世代等に対する行政サービスについて、再興戦略に基づく施策に重点化することにより、手厚くしていくなど、行政サービスの質的転換を図ります。

◆ 再興戦略と行財政の量的縮小・質的転換の概念図



(3) 行政サービスの水準の維持に向けた取組

行政サービスの量的縮小と質的転換に取り組むと同時に、アウトソーシングの推進等のサービスの提供方法の見直しに取り組めます。

また、税等の収納率向上等の財源の確保にも取り組み、行政手続きのコンビニエンスストア等での受付をはじめとした先進的な手法を導入することで、可能な限り、現行の行政サービスの水準を維持していきます。

なお、これらのサービスの提供方法の見直しなどにあつては、技術的・物理的・人的なあらゆる側面から個人情報流出等を防止するなど、市民に不利益が生じることがないように、慎重に取り組んでいきます。

